

熊本市公報

第 1376 号

発行所 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号
 熊本市総務局総務厚生課
 発行日 毎月 15 日・末日

目 次

規 則

○熊本市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則（規則第 64 号）……	889
---	-----

告 示

○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 240 号）……	891
○包括外部監査契約の締結（告示第 241 号）……	891
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による居宅介護・重度訪問介護事業を行う事業の指定廃止（告示第 242 号）……	891
○保管した広告物又は掲出物（告示第 243 号）……	892
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定（告示第 245 号）……	892
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 246 号）……	893
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 247 号）……	893
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 248 号）……	893
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 249 号）……	894
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 250 号）……	894
○介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定（告示第 251 号）……	894
○県道の区域変更（告示第 252 号）……	895
○住居表示実施区域における街区の変更及び廃止（告示第 253 号）……	895
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 255 号）……	895
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 256 号）……	896
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 257 号）……	896
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 258 号）……	896
○都市計画の決定（告示第 259 号）……	896
○都市計画の決定（告示第 260 号）……	897
○都市計画の決定（告示第 261 号）……	897
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 263 号）……	897
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による共同生活援助事業の指定廃止（告示第 264 号）……	898
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 265 号）……	899
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 266 号）……	900
○放置自転車の移動及び返還（告示第 267 号）……	900
○熊本市桃尾墓園における墓地使用の公募（告示第 268 号）……	901
○平成 25 年度市税督促状の公示送達（告示第 269 号）……	901
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 270 号）……	901

○生活保護法等による医療機関の指定（告示第 271 号）	902
○生活保護法による指定医療機関の変更（告示第 272 号）	903
○生活保護法による指定医療機関の廃止（告示第 273 号）	904
○生活保護法等による介護機関の指定（告示第 274 号）	904
○生活保護法による指定介護機関の変更（告示第 275 号）	906
○生活保護法による指定介護機関の再開（告示第 276 号）	909
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定（告示第 277 号）	909
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定更新（告示第 278 号）	910

公 告

○熊本市入札等監視委員会運営要綱の一部を改正する要綱（公告第 311 号）	910
○開発行為に関する工事の完了（公告第 313 号）	910
○開発行為に関する工事の完了（公告第 320 号）	911
○開発行為に関する工事の完了（公告第 326 号）	911
○開発行為に関する工事の完了（公告第 327 号）	911
○開発行為に関する工事の完了（公告第 328 号）	911
○開発行為に関する工事の完了（公告第 329 号）	912
○開発行為に関する工事の完了（公告第 330 号）	912
○環境保護地区の一部指定解除（公告第 335 号）	912
○開発行為に関する工事の完了（公告第 336 号）	913
○農業振興地域整備計画変更についての公告取消（公告第 338 号）	913
○開発行為に関する工事の完了（公告第 339 号）	913
○開発行為に関する工事の完了（公告第 340 号）	913
○道路位置の指定（公告第 341 号）	914
○道路位置の廃止（公告第 342 号）	914
○道路位置の変更（公告第 343 号）	914
○農業振興地域整備計画についての公告訂正（公告第 346 号）	914
○開発行為に関する工事の完了（公告第 347 号）	915
○城南町中央土地区画整理組合の定款変更認可（公告第 349 号）	915
○開発行為に関する工事の完了（公告第 350 号）	916

中 央 区

○住民票の職権消除（中央区告示第 10 号）	916
------------------------	-----

消 防 局

○消防広域化等に伴う関係消防局訓令の整備に関する訓令（消防局訓令第 8 号）	916
○熊本市消防署の組織に関する規程の一部を改正する訓令（消防局訓令第 10 号）	989

上 下 水 道 局

○排水設備指定工事店の異動（上下水道局告示第 33 号）	991
------------------------------	-----

教 育 委 員 会

○熊本市教育委員会会議の開催（教委告示第 5 号）	992
---------------------------	-----

監 査

○住民監査請求による監査に基づく監査結果の公表（監委公告第 7 号）…………… 992

人事委員会

○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（人委規則第 14 号）…………… 997

○熊本市人事委員会委員長及び事務局長等の専決等に関する規則の一部を改正する規則
（人委規則第 15 号）…………… 999

規 則

規則第64号

平成26年4月16日

熊本市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 幸山政史

熊本市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則

熊本市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成24年規則第102号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第3号中「昭和22年政令第16号」の次に「。以下「施行令」という。」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 施行令第167条の5第1項又は第167条の11第2項の規定により定める資格に関する文書を入手するための手段

第4条に次の1項を加える。

3 契約担当者は、前項の審査の結果、前項の資格がないと認めた者から請求があるときは、当該資格がないと認めた理由を書面により通知しなければならない。

第5条第1項中「ついては、」の次に「最初の契約に係る公告において最初の契約以外の契約に係る公告を少なくとも24日前に行う旨を規定した場合に限り」を加える。

第6条第1項中「第7条」を「第7条第1項」に改める。

第9条第1号中「第7条」を「第7条第1項」に、「第6条第5号」を「第6条第6号」に改め、同条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 電子情報処理組織を使用して契約の手続を行う場合においては、当該電子情報処理組織の使用に関する事項

第11条第7号中「第7条」を「第7条第1項」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成26年4月16日から施行する。
- 2 この規則による改正後の熊本市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の規定は、この規則の施行の日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以後に締結されるものについては、適用しない。

告 示

告示第 240 号

平成 26 年 4 月 16 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 11 項に規定する変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

1 団体の名称

大塚区自治会

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者の氏名

「前田 正男」を「前田 利博」に改める。

(2) 代表者の住所

「熊本市北区植木町正清 2 2 3 番地」を「熊本市北区植木町正清 4 1 4 番地 2」に改める。

告示第 241 号

平成 26 年 4 月 16 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 3 6 の規定に基づき、包括外部監査契約を次のとおり締結したので、同条第 5 項の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

1 契約期間

平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで

2 費用の算定方法

監査費用の額は、別紙のとおり基本費用の額並びに実費及び執務費用の額を合算した金額とする。

3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所

氏名 荒木 幸介

住所 熊本市中央区新屋敷二丁目 2 3 番 2 4 号

4 監査に要する費用の支払方法

熊本市長は、監査の結果に関する報告の受理後、包括外部監査契約を締結した者からの書面による請求に基づき、監査に要した費用を一括で支払う。

ただし、市長は、監査の結果に関する報告の受理前であっても、包括外部監査契約を締結した者からの書面による請求があった場合であって、その必要があると認めるときは、基本費用の 2 分の 1 に相当する金額の範囲内で、前金払をするものとする。

告示第 242 号

平成 26 年 4 月 17 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条第 2 項の規定に基づき、居宅介護・重度訪問介護事業を行う事業者の指定を廃止するので、同法第 51 条第 2 号の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

1 廃止した事業所の名称及び所在地

(1) 訪問介護ステーションおびやま

熊本市中央区帯山四丁目 3 番 1 3 号

(2) くまもとケアセンターそよ風

熊本市東区山ノ内三丁目 9-27

2 廃止した事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

- (1) 医療法人 祐基会
熊本市中央区帯山四丁目 5 番 1 8 号
理事長 田代 賀子
- (2) 株式会社 ユニマツトそよ風
東京都港区南青山二丁目 1 2 番 1 4 号ユニマツト青山ビル
代表取締役 平家 伸吾
- 3 廃止した事業の種類
居宅介護・重度訪問介護
- 4 廃止年月日
平成 26 年 4 月 30 日

告示第 2 4 3 号

平成 26 年 4 月 1 8 日

屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき保管した広告物又は掲出物件について、次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

撤去日	名称 又は種類	数量	撤去場所	保管 開始日
4 月 1 日	はり札等	1	長嶺東	4 月 2 日
4 月 3 日	はり札等	1	楡木	4 月 4 日
4 月 4 日	はり札等	6	画図・御幸笛田	4 月 5 日
4 月 5 日	はり札等	19	川尻・城山半田・近見・世安町	4 月 6 日
	立看板等	18	川尻	
4 月 7 日	はり札等	4	渡鹿	4 月 8 日
4 月 10 日	はり札等	2	水前寺	4 月 11 日
4 月 11 日	はり札等	3	水道町・高平	4 月 12 日
4 月 14 日	はり札等	12	春日・健軍	4 月 15 日
保管場所 熊本市花畑別館（熊本市中央区花畑町 3-1）				

告示第 2 4 5 号

平成 26 年 4 月 2 1 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の指定及び同法第 53 条第 1 項本文の指定をしたので、同法第 78 条及び同法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条の 2 並びに同法第 115 条の 10 及び同法施行規則第 140 条の 23 の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業所 番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
4370110 449	スマイルケア南の風 熊本市東区新南部三丁目7番133号	株式会社九州サンガ 熊本市東区錦ヶ丘19番8号 代表取締役 上萬 誠	平成26年 5月1日	通所介護
4370110 449	スマイルケア南の風 熊本市東区新南部三丁目7番133号	株式会社九州サンガ 熊本市東区錦ヶ丘19番8号 代表取締役 上萬 誠	平成26年 5月1日	介護予防通 所介護

告示第246号

平成26年4月21日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の認可をした団体から、同条第11項に規定する変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

- 1 団体の名称
亀甲東区自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
 - (1) 代表者の氏名
「請野 孝信」を「野田 力」に改める。
 - (2) 代表者の住所
「熊本市北区植木町亀甲814番地」を「熊本市北区植木町亀甲840番地」に改める。

告示第247号

平成26年4月21日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の認可をした団体から、同条第11項に規定する変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

- 1 団体の名称
新村区自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
 - (1) 代表者の氏名
「塚本 健助」を「上野 隆文」に改める。
 - (2) 代表者の住所
「熊本市北区植木町投刀塚53番地7」を「熊本市北区植木町滴水2217番地2」に改める。

告示第248号

平成26年4月21日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の認可をした団体から、同条第11項に規定する変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

- 1 団体の名称
小道区自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
 - (1) 代表者の氏名

「福原 秀人」を「田中 幸敏」に改める。

(2) 代表者の住所

「熊本市北区植木町広住 1 5 2 6 番地」を「熊本市北区植木町広住 1 5 2 4 番地 1」に改める。

告 示 第 2 4 9 号

平成 2 6 年 4 月 2 1 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 1 1 項に規定する変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 団体の名称

宮原区自治会

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者の氏名

「上野 泰正」を「中小田 重敏」に改める。

(2) 代表者の住所

「熊本市北区植木町宮原 3 0 5 番地」を「熊本市北区植木町宮原 1 3 5 番地 1」に改める。

告 示 第 2 5 0 号

平成 2 6 年 4 月 2 1 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 1 1 項に規定する変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 団体の名称

上古閑区自治会

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者の氏名

「山村 明義」を「井野 修誠」に改める。

(2) 代表者の住所

「熊本県鹿本郡植木町大字上古閑 6 2 0 番地」を「熊本市北区植木町上古閑 1 0 8 番地」に改める。

告 示 第 2 5 1 号

平成 2 6 年 4 月 2 1 日

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 6 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第 8 5 条及び同法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）第 1 3 3 条の 2 の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業所 番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並 びに代表者の氏名	指定年月日	サービ スの種 類
4 3 7 0 1 1 0 3 5 7	熊本市社会福祉事業団 平成居宅介 護支援事業所 熊本市南区平成一丁目 1 6 番 1 8 号	社会福祉法人熊本市社会福祉事業団 熊本市南区平成一丁目 1 6 番 1 8 号 理事長 宗村 収	平成 2 6 年 4 月 1 日	居 宅 介 護 支 援

告 示 第 2 5 2 号

平成 26 年 4 月 2 1 日

県道の区域を次のように変更するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸 山 政 史

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区 間	旧新 の別	敷地の幅 員 (m)	延長 (m)
一般県道	瀬田熊本線	中央区新屋敷一丁目 2 番 3 9 地先から 中央区井川淵町 1 番 3 5 地先まで	旧	14.4 ～ 19.4	163.2
		中央区新屋敷一丁目 2 番 3 9 地先から 中央区井川淵町 1 番 3 5 地先まで	新	11.5 ～ 43.3	163.2

告 示 第 2 5 3 号

平成 26 年 4 月 2 1 日

住居表示に関する法律（昭和 37 年法律第 119 号）第 3 条第 3 項の規定に基づき、平成 5 年告示第 16 号で告示した住居表示区域の一部について、街区の変更及び廃止を行うため、熊本市住居表示に関する条例（昭和 38 年条例第 42 号）第 2 条の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 街区を変更する区域
熊本市北区楠二丁目 7 番
街区を廃止する区域
熊本市北区楠二丁目 8 番
- 2 実施期日
告示の日をもって実施する

【楠二丁目】

変更・廃止前			変更・廃止後		
町名	街区符号	基礎番号	町名	街区符号	基礎番号
楠 二 丁 目	7 番	1～28	楠 二 丁 目	7 番	1～41
	8 番	1～29		8 番	廃止

告 示 第 2 5 5 号

平成 26 年 4 月 2 2 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 11 項に規定する変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 団体の名称
山城自治会
- 2 変更があった事項及びその内容

- (1) 代表者の氏名
「右田 裕人」を「森田 幸介」に改める。
- (2) 代表者の住所
「熊本市北区植木町田底 8 7 5 番地」を「熊本市北区植木町田底 9 0 5 番地」に改める。

告 示 第 2 5 6 号

平成 26 年 4 月 22 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 11 項に規定する変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 団体の名称
芦原自治会
- 2 変更があった事項及びその内容

- (1) 代表者の氏名
「森川 一孝」を「松山 義幸」に改める。
- (2) 代表者の住所
「熊本市北区植木町田底 2 3 3 5 番地」を「熊本市北区植木町田底 2 2 7 3 番地」に改める。

告 示 第 2 5 7 号

平成 26 年 4 月 22 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 11 項に規定する変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 団体の名称
舞尾自治会
- 2 変更があった事項及びその内容

- (1) 代表者の氏名
「河原 洋三」を「中山 立夫」に改める。
- (2) 代表者の住所
「熊本市北区植木町舞尾 6 6 0 番地」を「熊本市北区植木町滴水 4 9 4 番地 5」に改める。

告 示 第 2 5 8 号

平成 26 年 4 月 22 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 11 項に規定する変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 団体の名称
釜尾町自治会
- 2 変更があった事項及びその内容

- (1) 代表者の氏名
「榎 純一」を「那須 國秋」に改める。
- (2) 代表者の住所
「熊本市北区釜尾町 3 2 9 番地 1」を「熊本市北区釜尾町 5 0 6 番地」に改める。

告 示 第 2 5 9 号

平成 26 年 4 月 22 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 19 条第 1 項の規定により都市計画を決定したので、同法第 20 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 都市計画の種類
熊本都市計画第一種市街地再開発事業（桜町地区第一種市街地再開発事業）
- 2 都市計画の決定に係る土地の区域
熊本市中央区桜町
- 3 縦覧場所
熊本市都市建設局都市政策課

告 示 第 2 6 0 号

平成 26 年 4 月 22 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により都市計画を変更したので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 都市計画の種類
熊本都市計画高度利用地区（桜町地区）
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
熊本市中央区桜町
- 3 縦覧場所
熊本市都市建設局都市政策課

告 示 第 2 6 1 号

平成 26 年 4 月 22 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により都市計画を変更したので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 都市計画の種類
熊本都市計画自動車ターミナル（熊本交通センターバスターミナル）
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
熊本市中央区桜町
- 3 縦覧場所
熊本市都市建設局都市政策課

告 示 第 2 6 3 号

平成 26 年 4 月 23 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 11 項に規定する変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 団体の名称
投刀塚自治会

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者の氏名

「三嶋 久敏」を「三嶋 俊廣」に改める。

(2) 代表者の住所

「熊本市北区植木町投刀塚 4 9 6 番地」を「熊本市北区植木町投刀塚 4 7 9 番地」に改める。

告 示 第 2 6 4 号

平成 2 6 年 4 月 2 3 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 4 6 条第 2 項の規定に基づき、共同生活援助事業を行う事業者の指定を廃止したので、同法第 5 1 条第 2 号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 廃止した事業所の名称及び所在地

(1) オレンジホーム

熊本市西区河内町船津 2 7 1 1 - 2

(2) 済生会熊本福祉センター グループホーム・ケアホーム事業所

熊本市南区内田町 3 5 5 2 - 1

(3) 明和学園グループホーム・ケアホーム事業所

熊本市南区中無田町 6 4 8

(4) つばき学園グループホーム・ケアホーム事業所

熊本市西区花園七丁目 1 0 9 0 - 2

(5) 医療法人社団 牧野皮膚科医院

熊本市中央区水前寺一丁目 1 7 番 1 7 号

(6) 託麻ワークセンターグループホーム・ケアホーム事業所

熊本市東区小山四丁目 9 番 8 8 号

(7) もみの木 グループホームケアホーム事業所

熊本市東区长嶺東五丁目 6 番 1 2 3 号

(8) 第二城南学園グループホーム・ケアホーム事業所

熊本市南区城南町大字藤山 1 2 6 3 番地

(9) グループホーム・ケアホーム心陽

熊本市南区富合町木原 1 0 1 番地

(10) グループホーム・ケアホーム「けやき」

熊本市南区城南町大字舞原三和原 1 4 1 5 - 1

(11) 「はなのいえ」

熊本市西区島崎二丁目 2 6 番 4 6 号

(12) れん

熊本市東区戸島五丁目 8 番 6 号

(13) ゆめくらし事業所

熊本市北区明德町 7 0 7 番地 1

(14) ライフサポートセンター アメニティ

熊本市北区兎谷二丁目 3 番 2 0 号

(15) 第二大江学園ケアホーム事業所

熊本市東区渡鹿八丁目 1 4 番 5 5 号

(16) サポートセンター河内 共同生活援助・共同生活介護事業所

熊本市西区河内町船津 2 2 8 5

2 廃止した事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

- (1) 特定非営利活動法人 オレンジワークの会
熊本市西区河内町船津2711-2 寺本 禮次
 - (2) 社会福祉法人 恩賜財団済生会
東京都港区三田一丁目4番28号 須古 博信
 - (3) 社会福祉法人 勝縁会
熊本市南区中無田町648 原田 順也
 - (4) 社会福祉法人 大輪会
熊本市西区花園七丁目1090-2 松村 敏人
 - (5) 医療法人社団牧野皮膚科医院
熊本市中央区水前寺一丁目17番17号 牧野 良造
 - (6) 社会福祉法人 桜木会
熊本市東区小山四丁目9番88号 門川 頼俊
 - (7) 社会福祉法人 長嶺会
熊本市東区长嶺東五丁目6番123号 宮川 洗平
 - (8) 社会福祉法人 慶信会
熊本市南城南南町大字藤山1276番地2 甲斐 孝子
 - (9) 社会福祉法人 富合福祉会
熊本市南区富合町木原101番地 紫垣 洋伸
 - (10) 医療法人 杏和会
熊本市南城南南町舞原無番地 宮本 誠二
 - (11) 日本ウイリング株式会社
東京都板橋区加賀一丁目10番2号 平岩 武昭
 - (12) 社会福祉法人 ライン工房
熊本市東区戸島五丁目8番6号 武田 幸之助
 - (13) 社会福祉法人 明德会
熊本市北区明德町707番地1 樺嶋 潤一郎
 - (14) NPO法人 まちくらネットワーク熊本
熊本市北区兎谷二丁目3番20号 中川 勝則
 - (15) 社会福祉法人 肥後自活団
熊本市東区渡鹿八丁目14番55号 塘林 恭介
 - (16) NPO法人 八紘会
熊本市西区河内町船津2285 上村 以知子
- 3 廃止した事業の種類
共同生活援助
- 4 廃止年月日
平成26年3月31日

告示第265号

平成26年4月23日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の認可をした団体から、同条第11項に規定する変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸山 政史

- 1 団体の名称
西里校区第3町内自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
(1) 代表者の氏名

「幸山 一郎」を「澤田 信幸」に改める。

(2) 代表者の住所

「熊本市北区貢町 9 0 2 番地」を「熊本市北区貢町 7 6 5 番地 2」に改める。

告 示 第 2 6 6 号

平成 2 6 年 4 月 2 4 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 1 1 項に規定する変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 団体の名称

吉松校区第 1 2（舟島）町内自治会

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者の氏名

「堀田 正幸」を「橋本 公誠」に改める。

(2) 代表者の住所

「熊本市北区植木町舟島 2 6 2 番地」を「熊本市北区植木町舟島 2 5 2 番地 1」に改める。

告 示 第 2 6 7 号

平成 2 6 年 4 月 2 5 日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和 6 0 年条例第 3 1 号）第 1 2 条、第 1 3 条第 2 項及び第 1 6 条第 1 項の規定に基づき、放置自転車を移動・保管したので、同条例第 1 4 条第 1 項及び第 1 6 条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 自転車が放置されていた場所、移動・保管した年月日、保管の場所及び期間

(1) 自転車を移動保管した年月日及び放置されていた場所

ア 平成 2 6 年 4 月 1 日 銀座通りエリア、手取エリア、上通りエリア、新市街エリア、辛島
エリア、中央区南千反畑町 1 3、並木坂エリア

イ 平成 2 6 年 4 月 2 日 銀座通りエリア、手取エリア、上通りエリア、辛島エリア、水道町エ
リア

ウ 平成 2 6 年 4 月 3 日 銀座通りエリア、手取エリア、上通りエリア、新市街エリア、辛島エ
リア、並木坂エリア

エ 平成 2 6 年 4 月 4 日 東区尾ノ上二丁目 3

オ 平成 2 6 年 4 月 7 日 手取エリア、水道町エリア

カ 平成 2 6 年 4 月 8 日 中央区横手 1・1 3

キ 平成 2 6 年 4 月 9 日 銀座通りエリア、手取エリア、新市街エリア

ク 平成 2 6 年 4 月 1 0 日 銀座通りエリア、手取エリア、新市街エリア、水道町エリア

ケ 平成 2 6 年 4 月 1 1 日 銀座通りエリア、手取エリア、上熊本駅駐輪場、並木坂エリア

コ 平成 2 6 年 4 月 1 4 日 銀座通りエリア、新市街エリア、辛島エリア

サ 平成 2 6 年 4 月 1 5 日 手取エリア、上通りエリア、新市街エリア、水道町エリア、並木坂
エリア

シ 平成 2 6 年 4 月 1 6 日 銀座通りエリア、手取エリア、上通りエリア、新市街エリア、辛島
エリア、水道町エリア、東区健軍 4－8、並木坂エリア

(2) 保管の場所 平成第 2 自転車保管所

(3) 保管の期間 平成 2 6 年 7 月 2 5 日まで

2 移動・保管台数

自転車 2 1 6 台

3 返還事務を行う曜日・時間

月曜日から土曜日まで

午前 10 時から午後 4 時 30 分まで

日曜日、祝祭日及び 1 月 2 月 29 日から翌年 1 月 3 日までは返還事務を行わない。

4 返還を受けるための必要事項

自転車の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名を証する書類、印鑑、自転車の鍵、返還通知書等当該自転車等の利用者又は所有者であることを証する書類及び移動保管料を市長に提示等しなければならない。

5 連絡先（返還事務を行う場所）

平成第 2 自転車保管所（電話 096-370-5606）

熊本市中央区平成二丁目 235 番（平成跨線橋下）

告示第 268 号

平成 26 年 4 月 25 日

熊本市墓地条例（昭和 39 年条例第 34 号）第 4 条の規定による墓地使用の公募を次のとおり実施するので、同条第 1 項の規定により告示する

熊本市長 幸山政史

1 公募の期間

平成 26 年 5 月 7 日から平成 26 年 11 月 21 日まで（土曜・日曜・祝日を除く）

2 公募する墓地の名称及び位置

熊本市桃尾墓園

熊本市東区戸島町 777 番地

3 公募する区画数

5 m² 250 区画

4 申込方法

健康福祉政策課、区役所福祉課、総合出張所、出張所、市営墓地で配布する募集要項に添付している申請書に必要事項を記入し、健康福祉政策課、区役所福祉課または総合出張所へ持参する。

告示第 269 号

平成 26 年 4 月 25 日

平成 25 年度市税督促状の送達を受けるべき者の住所又は居所が不明のため、当該書類を送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及び熊本市税条例（昭和 25 年告示第 89 号）第 13 条の規定に基づき告示する。

なお、督促状は熊本市財政局納税課で保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸山政史

1 督促状送達の効力の発生日

この掲示を始めた日から起算して 7 日を経過した日

2 督促状の送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）

- | | |
|----------------|------|
| (1) 市県民税（普通徴収） | 25 件 |
| (2) 市県民税（特別徴収） | 22 件 |
| (3) 法人市民税 | 1 件 |

告示第 270 号

平成 26 年 4 月 25 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 11 項に規定する変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 団体の名称
鹿子木町自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
 - (1) 区域

「本会の区域は、熊本市北区鹿子木町全域及び熊本市北区下硯川町474番地10～474番地13、472番地7、472番地8、472番地9、11～13、及び熊本市北区硯川町749番地、762番地2、764番地3、751番地2、及び楠野町1405番地2、1406番地、1416番地2とする。

但し、熊本市北区鹿子木町132番地1、34番地4、35番地1から同番地6を除く。」を「本会の区域は、熊本市北区鹿子木町全域及び熊本市北区下硯川町474番地10～474番地13、472番地7～472番地13、及び熊本市北区硯川町749番地、762番地2、764番地3、751番地2、及び楠野町1405番地2、1406番地、1416番地2とする。

但し、熊本市北区鹿子木町132番地1、34番地4、35番地1から同番地6を除く。」に改める。

告 示 第 2 7 1 号

平成 2 6 年 4 月 2 8 日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当する機関を指定したので、生活保護法第55条の2第1号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

医療（施術）機関名称・所在地・開設者氏名	診療科目	指定年月日
(歯科)		
田上歯科医院 熊本市東区錦ヶ丘18-6 田上 恵	歯科	平成25年10月20日
大嶋歯科医院 熊本市中央区坪井二丁目5-9 大嶋 寛之	歯科	平成26年4月1日
(薬局)		
東本町薬局 熊本市東区東本町1-1 株式会社タック 代表取締役 永井 忍	薬局	平成26年3月1日
(柔道整復)		
ひなた整骨院 福田 まりこ 熊本市中央区世安町452-1 福田 まりこ	柔道整復	平成26年3月13日
(あん摩・マッサージ)		
マッサージ・鍼灸もみりこ 西村 理子 熊本市東区東野一丁目4-3 東側 熊本市鍼灸マッサージ師会 高橋 武良	あん摩・マッサージ	平成26年4月7日

(はり・きゅう)		
マッサージ・鍼灸もみりこ 西村 理子 熊本市東区東野一丁目4-3 東側 熊本市鍼灸マッサージ師会 高橋 武良	はり・きゅう	平成26年4月7日

告示第 272 号

平成 26 年 4 月 28 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により次の指定医療機関から変更の届出があったので、同法第 55 条の 2 第 2 号の規定により告示する。

熊本市長 幸山 政史

医療（施術）機関名称・所在地・開設者氏名		変更年月日	変更事由
(医科)			
新	西内科クリニック 熊本市中央区九品寺 3-9-3 医療法人 社団 西会 理事長 西 芳寛	平成 26 年 2 月 21 日	名称変更
旧	西小児科内科医院 熊本市中央区九品寺 3-9-3 医療法人 社団 西会 理事長 西 芳寛		
新	くまもと青明病院 熊本市中央区渡鹿五丁目 1 番 37 号 一般財団法人 杏仁会 理事長 伊津野 良治	平成 26 年 4 月 1 日	法人格変更
旧	くまもと青明病院 熊本市中央区渡鹿五丁目 1 番 37 号 財団法人 杏仁会 理事長 伊津野 良治		
新	熊本内科病院 熊本市中央区手取本町 7 番 1 号 一般財団法人 杏仁会 理事長 伊津野 良治	平成 26 年 4 月 1 日	法人格変更
旧	熊本内科病院 熊本市中央区手取本町 7 番 1 号 財団法人 杏仁会 理事長 伊津野 良治		
新	江南病院 熊本市中央区渡鹿五丁目 1 番 37 号 一般財団法人 杏仁会 理事長 伊津野 良治	平成 26 年 4 月 1 日	法人格変更
旧	江南病院 熊本市中央区渡鹿五丁目 1 番 37 号 財団法人 杏仁会 理事長 伊津野 良治		
(訪問看護)			
新	訪問看護ステーション フォレスト熊本 熊本市中央区渡鹿五丁目 1 番 37 号 一般財団法人 杏仁会 理事長 伊津野 良治	平成 26 年 4 月 1 日	法人格変更
旧	訪問看護ステーション フォレスト熊本 熊本市中央区渡鹿五丁目 1 番 37 号 財団法人 杏仁会 理事長 伊津野 良治		

(薬局)			
新	一般財団法人 恵和会保険薬局 熊本市中央区九品寺一丁目 19-11	平成 26 年 4 月 1 日	代表者変更
	一般財団法人 恵和会 理事長 島田 正俊		
旧	一般財団法人 恵和会保険薬局 熊本市中央区九品寺一丁目 19-11		
	一般財団法人 恵和会 理事長 廣瀬 育生		

告示第 273 号

平成 26 年 4 月 28 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により次の指定医療機関から廃止の届出があったので、同法第 55 条の 2 第 2 号の規定により告示する。

熊本市長 幸山 政史

医療機関名称・所在地・開設者氏名	廃止年月日
(医科)	
武蔵ヶ丘医院 熊本市北区武蔵ヶ丘四丁目 10 番 8 号 医療法人社団むさし会 理事長 清藤 武三	平成 26 年 4 月 1 日
比良こころのクリニック 熊本市中央区水前寺一丁目 17 番 32 号 比良 良一	平成 26 年 3 月 31 日
(歯科)	
田上歯科医院 熊本市東区錦ヶ丘 18 番 6 号 田上 恵	平成 25 年 10 月 19 日
(薬局)	
近見のごし薬局 熊本市南区近見七丁目 12 番 50 号 中村 征人	平成 26 年 3 月 31 日
あおい薬局 帯山店 熊本市中央区帯山三丁目 15-11 有限会社あおいファーマ 代表取締役 松岡 由理	平成 26 年 3 月 31 日
おあい薬局 城南店 熊本市南区城南町今吉野丸山 282 番地 1 有限会社ふきのとう 代表取締役 松岡 由理	平成 26 年 3 月 31 日
(あん摩・マッサージ)	
マッサージケアセンターひかり 熊本市東区花立三丁目 34-13-102 代表 草野 麻美	平成 25 年 10 月 31 日

告示第 274 号

平成 26 年 4 月 28 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定により、

介護扶助及び介護支援給付のための介護を担当する機関を指定したので、生活保護法第 5 5 号の 2 第 1 号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護機関名称・所在地・開設者氏名	事業の種類	指定年月日
グループホーム菊南スマイル 熊本市北区鶴羽田五丁目 3 番 3 0 号 医療法人社団 栄康会 理事長 西村 栄彦	認知症対応型共同生活 介護・介護予防認知症対 応型共同生活介護	平成 2 6 年 3 月 2 0 日
北部脳神経外科・神経内科 熊本市北区楠野町 1 0 6 7 番地 1 号 医療法人社団 郁栄会 理事長 伊東山 洋一	短期入所療養介護・介護 予防短期入所療養介護	平成 2 6 年 4 月 1 日
訪問介護事業所 とまり木 熊本市中央区新町一丁目 7 番 9 号 株式会社 ヴィレッジハウス 代表取締役 家村 文代	訪問介護・介護予防訪問 介護	平成 2 6 年 3 月 2 6 日
ケアネット・心花 熊本市南区畠口町 2 5 2 5 番地 9 株式会社 CAN 代表取締役 林 京子	訪問介護・介護予防訪問 介護	平成 2 6 年 4 月 1 日
あすなる熊本ヘルパーステーション 熊本市南区城南町舞原 3 4 2 番地 2 株式会社 ゆとり 代表取締役 丸山 勝平	訪問介護・介護予防訪問 介護	平成 2 6 年 4 月 1 日
あすなる熊本デイサービスセンター 熊本市南区城南町舞原 3 4 4 番地 2 株式会社 ゆとり 代表取締役 丸山 勝平	通所介護・介護予防通所 介護	平成 2 6 年 4 月 1 日
あすなる熊本ケアプランセンター 熊本市南区城南町舞原 3 4 2 番地 2 株式会社 ゆとり 代表取締役 丸山 勝平	居宅介護支援	平成 2 6 年 4 月 1 日
特別養護老人ホーム 天寿園 青葉 熊本市南区奥古閑町 4 3 7 5 番 1 社会福祉法人 寿量会 米満 淑恵	地域密着型介護老人福 祉施設入居者生活介護	平成 2 6 年 4 月 1 日
ツクイ熊本坪井 熊本市中央区坪井六丁目 3 3 - 2 0 株式会社 ツクイ 代表取締役 津久井 宏	通所介護・介護予防通所 介護	平成 2 6 年 4 月 1 日
ケアプランセンターてとろ城山 熊本市西區城山下代二丁目 1 4 番 2 2 号ライフ サポートマンション彩里Ⅱ 1 F 特定非営利活動法人生き生きネットワークてと ろ 理事長 八神 威雄	居宅介護支援	平成 2 6 年 4 月 4 日
有限会社熊本高齢者ケアサービス協会 熊本市東区戸島本町 4 - 4 6 (有) 熊本高齢者ケアサービス協会 代表取締役 松本 亮子	介護予防訪問介護	平成 2 6 年 4 月 1 0 日

デイサービスセンター白樺 熊本市東区戸島本町4-46 (有) 熊本高齢者ケアサービス協会 代表取締役 松本 亮子	通所介護	平成26年4月10日
デイサービスセンター白樺 熊本市東区戸島本町4-46 (有) 熊本高齢者ケアサービス協会 代表取締役 松本 亮子	介護予防通所介護	平成26年4月10日
医療法人社団大宮会 デイケアおおみや 熊本市南区南高江7-9-52 医療法人社団 大宮会 理事長 大宮 建郎	通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション	平成26年4月14日
東本町薬局 熊本市東区東本町1-1 株式会社 タック 代表取締役 永井 忍	居宅療養管理指導	平成26年4月7日
エミタスデイサービス薬園町 熊本市中央区薬園町3-32 医療法人社団 きはら 木原 和生	通所介護・介護予防通所介護	平成26年4月14日
熊本市社会福祉事業団 平成居宅介護支援事業所 熊本市南区平成一丁目16番18号 社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団 理事長 奥村 康雄	居宅介護支援	平成26年4月1日

告 示 第 2 7 5 号

平成26年4月28日

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項の規定により次の指定介護機関から変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

	介護機関名称・所在地・開設者氏名	変更年月日	変更事由
新	株式会社クボタライフ九州介護ショップ ライフ上熊本 熊本市西区花園一丁目4番2号 株式会社クボタライフ九州 代表取締役 佐藤 丈衛	平成26年4月1日	その他変更
旧	株式会社クボタライフ九州介護ショップ ライフ上熊本 熊本市西区花園一丁目4番2号 株式会社クボタライフ九州 代表取締役 小林 雅子		
新	ケアマネジメント ライフ上熊本 熊本市西区花園一丁目4番2号 株式会社クボタライフ九州 代表取締役 佐藤 丈衛	平成26年4月1日	その他変更
旧	ケアマネジメント ライフ上熊本 熊本市西区花園一丁目4番2号 株式会社クボタライフ九州 代表取締役 小林 雅子		

新	デイサービス ライフ上熊本 熊本市西区花園一丁目 4 番 2 号 株式会社クボタライフ九州 代表取締役 佐藤 丈衛	平成 26 年 4 月 1 日	その他変更
旧	デイサービス ライフ上熊本 熊本市西区花園一丁目 4 番 2 号 株式会社クボタライフ九州 代表取締役 小林 雅子		
新	ヘルパーステーションライフ上熊本 熊本市西区花園一丁目 4 番 2 号 株式会社クボタライフ九州 代表取締役 佐藤 丈衛	平成 26 年 4 月 1 日	その他変更
旧	ヘルパーステーションライフ上熊本 熊本市西区花園一丁目 4 番 2 号 株式会社クボタライフ九州 代表取締役 小林 雅子		
新	グループホームライフ 上熊本 熊本市西区花園一丁目 4 番 2 号 株式会社クボタライフ九州 代表取締役 佐藤 丈衛	平成 26 年 4 月 1 日	その他変更
旧	グループホームライフ 上熊本 熊本市西区花園一丁目 4 番 2 号 株式会社クボタライフ九州 代表取締役 小林 雅子		
新	有限会社熊本高齢者ケアサービス協会 熊本市東区戸島本町 4-4 6 有限会社熊本高齢者ケアサービス協会 代表取締役 松本 亮子	平成 26 年 4 月 1 0 日	所在地変更
旧	有限会社熊本高齢者ケアサービス協会 熊本市東区戸島本町 4-4 3 有限会社熊本高齢者ケアサービス協会 代表取締役 松本 亮子		
新	パウラスホーム 熊本市中央区神水一丁目 1 4 番 1 号 社会福祉法人 慈愛園 理事長 内村 公春	平成 26 年 3 月 2 7 日	その他変更
旧	パウラスホーム 熊本市中央区神水一丁目 1 4 番 1 号 社会福祉法人 慈愛園 理事長 柏尾 誠之		
新	慈愛園パウラスホーム居宅介護支援事業所 熊本市中央区神水一丁目 1 4 番 1 号 社会福祉法人 慈愛園 理事長 内村 公春	平成 26 年 3 月 2 7 日	その他変更
旧	慈愛園パウラスホーム居宅介護支援事業所 熊本市中央区神水一丁目 1 4 番 1 号 社会福祉法人 慈愛園 理事長 柏尾 誠之		

新	慈愛園パウラスホーム訪問介護事業所 熊本市中央区神水一丁目14番1号 社会福祉法人 慈愛園 理事長 内村 公春	平成26年3月27日	その他変更
旧	慈愛園パウラスホーム訪問介護事業所 熊本市中央区神水一丁目14番1号 社会福祉法人 慈愛園 理事長 柏尾 誠之		
新	慈愛園デイ・サービスセンター 熊本市中央区神水一丁目14番1号 社会福祉法人 慈愛園 理事長 内村 公春	平成26年3月27日	その他変更
旧	慈愛園デイ・サービスセンター 熊本市中央区神水一丁目14番1号 社会福祉法人 慈愛園 理事長 柏尾 誠之		
新	慈愛園パウラスホーム短期入所生活介護事業所 熊本市中央区神水一丁目14番1号 社会福祉法人 慈愛園 理事長 内村 公春	平成26年3月27日	その他変更
旧	慈愛園パウラスホーム短期入所生活介護事業所 熊本市中央区神水一丁目14番1号 社会福祉法人 慈愛園 理事長 柏尾 誠之		
新	フォレスト熊本 熊本市中央区渡鹿5丁目1番37号 一般財団法人 杏人会 理事長 伊津野 良治	平成26年4月1日	その他変更
旧	フォレスト熊本 熊本市中央区渡鹿5丁目1番37号 財団法人 杏人会 理事長 伊津野 良治		
新	介護老人保健施設 フォレスト熊本 熊本市中央区渡鹿5丁目1番37号 一般財団法人 杏人会 理事長 伊津野 良治	平成26年4月1日	その他変更
旧	介護老人保健施設 フォレスト熊本 熊本市中央区渡鹿5丁目1番37号 財団法人 杏人会 理事長 伊津野 良治		
新	訪問看護ステーション フォレスト熊本 熊本市中央区渡鹿5丁目1番37号 一般財団法人 杏人会 理事長 伊津野 良治	平成26年4月1日	その他変更
旧	訪問看護ステーション フォレスト熊本 熊本市中央区渡鹿5丁目1番37号 財団法人 杏人会 理事長 伊津野 良治		

新	認知症デイサービスセンター 青明 熊本市中央区渡鹿5丁目1番37号 一般財団法人 杏人会 理事長 伊津野 良治	平成26年4月1日	その他変更
旧	認知症デイサービスセンター 青明 熊本市中央区渡鹿5丁目1番37号 財団法人 杏人会 理事長 伊津野 良治		
新	熊本内科病院 熊本市中央区手取本町7番1号 一般財団法人 杏人会 理事長 伊津野 良治	平成26年4月1日	その他変更
旧	熊本内科病院 熊本市中央区手取本町7番1号 財団法人 杏人会 理事長 伊津野 良治		

告示第 276 号

平成 26 年 4 月 28 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項の規定により次の指定介護機関から再開の届出があったので、同法第 55 条の 2 第 2 号の規定により告示する。

熊本市長 幸山 政史

介護機関名称・所在地・開設者氏名	事業の種類	再開年月日
ヒューマンライフケア熊本 熊本市中央区細工町三丁目7番2号 ヒューマンライフケア株式会社 代表取締役 川上 信弘	居宅介護支援事業	平成26年4月1日

告示第 277 号

平成 26 年 4 月 30 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の指定及び同法第 53 条第 1 項本文の指定をしたので、同法第 78 条及び同法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条の 2 並びに同法第 115 条の 10 及び同法施行規則第 140 条の 23 の規定により告示する。

熊本市長 幸山 政史

介護保険事業所 番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地 並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの 種類
4370110 456	歩行リハビリセンターHOKORU琴平 熊本市中央区琴平二丁目6番44号	株式会社SHIFT 熊本市南区平田二丁目20番8号 代表取締役 米村 昌洋	平成26年 5月1日	通所介護
4370110 456	歩行リハビリセンターHOKORU琴平 熊本市中央区琴平二丁目6番44号	株式会社SHIFT 熊本市南区平田二丁目20番8号 代表取締役 米村 昌洋	平成26年 5月1日	介護予防通 所介護

告 示 第 2 7 8 号

平成 26 年 4 月 30 日

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の指定、同法第 4 6 条第 1 項の指定及び同法第 5 3 条第 1 項本文の指定を更新したので、同法第 7 8 条及び同法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）第 1 3 1 条の 2、同法第 8 5 条及び同法施行規則第 1 3 3 条の 2、並びに同法第 1 1 5 条の 1 0 及び同法施行規則第 1 4 0 条の 2 3 の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

事業所番号	サービス名	指定(更新)日	事業所名称	所在地	申請者名称	主事務所所在地	代表者職名	代表者名
43701 06264	訪問介護	平成 26 年 5 月 1 日	ヘルパース テーション 七つの子	熊本市西区河内町 野出 6 1 - 1 3	有限会社 ふくし村	熊本市西区河内 町野出 4 4 - 1	代表取 締役	古川 麻奈
43701 06264	訪問介護	平成 26 年 5 月 1 日	ヘルパース テーション 七つの子	熊本市西区河内町 野出 6 1 - 1 3	有限会社 ふくし村	熊本市西区河内 町野出 4 4 - 1	代表取 締役	古川 麻奈

公 告

公 告 第 3 1 1 号

平成 26 年 4 月 16 日

熊本市入札等監視委員会運営要綱の一部を改正する要綱を公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市入札等監視委員会運営要綱の一部を改正する要綱

熊本市入札等監視委員会運営要綱（平成 20 年 3 月 25 日制定）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 4 号中「政府調達に関する協定（平成 7 年条約第 2 3 号）の対象となる契約についての」を「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 1 条に規定する 1 9 9 4 年 4 月 1 5 日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、2 0 1 2 年 3 月 3 0 日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書その他の国際約束の対象となる調達に関係する供給者の苦情について、」に改める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 16 日から施行する。

公 告 第 3 1 3 号

平成 26 年 4 月 16 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市南区中無田町字田中 9 9 0 番 1
3 0 0 . 1 7 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市南区御幸西二丁目
氏名 登載省略

公 告 第 3 2 0 号

平成 26 年 4 月 18 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市東区戸島西六丁目 2998 番 23
493.98 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市東区下南部一丁目
氏名 登載省略

公 告 第 3 2 6 号

平成 26 年 4 月 21 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市西区中原町上白地 639 番 1
497.49 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市西区小島八丁目
氏名 登載省略

公 告 第 3 2 7 号

平成 26 年 4 月 21 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市南区城南町舞原字東 73 番 3
328.42 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市南区城南町碓
氏名 登載省略

公 告 第 3 2 8 号

平成 26 年 4 月 21 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市西区上代六丁目 2594 番 1
225.68 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市中央区九品寺三丁目

氏名 登載省略

公 告 第 3 2 9 号

平成 2 6 年 4 月 2 1 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市西区上代四丁目 1 8 4 2 番 6、1 8 4 2 番 7
3 7 3. 3 2 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市西区城山半田二丁目
氏名 登載省略

公 告 第 3 3 0 号

平成 2 6 年 4 月 2 1 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市西区松尾町上松尾字三ノ口 1 7 1 番、1 7 4 番、1 7 5 番、1 7 5 番 2、水路
1, 7 4 4. 1 4 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市東区尾ノ上一丁目 5 番 2 0 号
株式会社 南栄開発
代表取締役 斉藤 忠

公 告 第 3 3 5 号

平成 2 6 年 4 月 2 3 日

熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例（平成元年条例第 1 8 号）第 6 条第 2 項の規定により環境保護地区の一部指定解除について熊本市環境審議会の承認を得たので、同条第 3 項において準用する同条例第 4 条第 2 項の規定により、その案を一般の縦覧に供する。

なお、環境保護地区に係る利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに、熊本市長に対し意見書を提出することができる。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 環境保護地区の名称
 - (1) 新南部二丁目環境保護地区
 - (2) 上南部・下南部二丁目環境保護地区
 - (3) 上立田芭蕉屋敷環境保護地区
- 2 環境保護地区の一部指定解除の所在地及び面積
 - (1) 熊本市東区新南部二丁目 5 9 5 番 2（2 4 2 平方メートル）
 - (2) 熊本市東区上南部一丁目 1 5 1 番、1 5 0 番 2（計 1 1 9 平方メートル）
 - (3) 熊本市北区龍田七丁目 1 9 1 番 2、2 1 5 番 2（計 7 8 2 平方メートル）
- 3 縦覧場所
熊本市環境局環境共生課
- 4 縦覧期間

平成26年4月23日から平成26年5月6日まで

公告第336号

平成26年4月23日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市南区野口三丁目1150番、1151番
1, 930.13平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市東区健軍一丁目27番1号
株式会社 愛住宅
代表取締役 前田 年哉

公告第338号

平成26年4月25日

平成26年2月28日付公告第185号で公告した、農業振興地域整備計画の変更について、その内容を取り消したので公告する。

熊本市長 幸山政史

公告第339号

平成26年4月25日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市北区龍田七丁目136番1、136番2、137番1、137番3
2, 932.65平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市北区龍田七丁目
氏名 登載省略

公告第340号

平成26年4月25日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市東区戸島西四丁目3151番9、3151番10、3546番及び里道の一部、水路の一部
3, 659.06平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市東区長嶺南八丁目8番55号
株式会社 アネシス
代表取締役 加藤 龍也

公告第341号

平成26年4月25日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定をしたので同法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

指定番号 熊本市指令（建指）	指定年月日	道路の位置	幅員 (m)	延長 (m)
第H25-034号	平成26年1月22日	熊本市中央区本山町字大畑95番1	4.01	23.97
第H25-036号	平成26年3月13日	熊本市西区横手五丁目339番4	4.00～ 4.01	29.66

公告第342号

平成26年4月25日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を廃止したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

指定廃止の年月日	道路の位置	幅員 (m)	延長 (m)
平成26年2月6日	熊本市中央区新大江三丁目3番4	4.00	53.00
平成26年3月20日	熊本市北区龍田八丁目1197番4、1197番6	4.00	41.60

公告第343号

平成26年4月25日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を変更したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

	指定番号	指定年月日	道路の位置	幅員 (m)	延長 (m)
前	熊本県指令第191号	昭和43年6月6日	熊本市清水町大字八景水谷字山の元1564-1、-4、-7	4.00	91.00
後	熊本市指令（建指）第H25-033号	平成26年1月7日	熊本市北区八景水谷二丁目1564番7、1564番1、1564番4、1554番3	4.00	91.00

公告第346号

平成26年4月28日

平成26年2月10日公告第97号にて公告した公告内容を、次のように訂正する。

熊本市長 幸山政史

誤	農業振興地域整備計画（案）縦覧期間 自 平成 26 年 2 月 10 日 至 平成 26 年 3 月 9 日
正	農業振興地域整備計画（案）縦覧期間 自 平成 26 年 2 月 11 日 至 平成 26 年 3 月 12 日
誤	3 意見書の提出について (1) 意見書の提出先 農業振興地域整備計画の案の縦覧場所 (2) 意見書の提出方法 文書により提出すること (3) 意見書の提出期限 平成 26 年 3 月 24 日
正	3 意見書の提出について (1) 意見書の提出先 農業振興地域整備計画の案の縦覧場所 (2) 意見書の提出方法 文書により提出すること (3) 意見書の提出期限 平成 26 年 3 月 27 日

公告 第 347 号

平成 25 年 4 月 28 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市北区龍田八丁目 1167 番 1、1167 番 13、1167 番 14、1167 番 15、1167 番 21、1167 番 22、1167 番 23、1167 番 24、1167 番 25、1167 番 26、1167 番 27

1, 577.49 平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市北区楠八丁目 16 番 52 号

株式会社 イエキリ

代表取締役 重岡 博徳

公告 第 349 号

平成 26 年 4 月 30 日

城南町中央土地区画整理組合の定款変更について、土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 39 条第 1 項の規定により認可したので、同条第 4 項の規定により公告する。

熊本市長 幸山政史

1 組合の名称

城南町中央土地区画整理組合

2 事業施行期間

平成 10 年 10 月 8 日から平成 27 年 3 月 31 日まで

3 施行地区

熊本市南区城南町今吉野字上中須の全部

熊本市南区城南町今吉野字東原、字中原、字西原の各一部

熊本市南区城南町宮地字鬼熊、字宮本、字新御堂、字構口の各一部

熊本市南区城南町舞原字今原の一部

熊本市南区城南町隈庄字松ノ平の一部

4 事務所の所在地

熊本市南区城南町さんさん二丁目 3 番地 1 0

5 設立認可の年月日

平成 1 0 年 1 0 月 8 日

6 定款変更認可の年月日

平成 2 6 年 4 月 3 0 日

公 告 第 3 5 0 号

平成 2 6 年 4 月 3 0 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市南区御幸木部二丁目 4 5 4 番 1、4 5 5 番 1

1, 0 9 5. 2 3 平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市南区良町四丁目 1 番 7 0 号

アグリ開発 株式会社

代表取締役 米森 初江

中 央 区

中央区告示第 1 0 号

平成 2 6 年 4 月 2 5 日

住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）第 8 条、住民基本台帳法施行令（昭和 4 2 年政令第 2 9 2 号）第 8 条及び第 1 2 条第 1 項の規定により、次の者の住民票を平成 2 6 年 4 月 2 1 日に職権により消除したので、同条第 4 項の規定により告示する。

熊本市中央区長 前 淵 啓 子

以下、登載省略

消 防 局

消防局訓令第 8 号

平成 2 6 年 3 月 3 1 日

消防広域化等に伴う関係消防局訓令の整備に関する訓令を次のように制定する。

熊本市消防局長 大 塚 和 規

消防広域化等に伴う関係消防局訓令の整備に関する訓令

（熊本市消防局公印規程の一部改正）

第 1 条 熊本市消防局公印規程（平成 1 1 年消防局訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 一般公印中

「

局長印	熊本市 消防 局長	れい書	方 2 1	4	消防局長名をも つてする公文書	総務課長(1) 各消防署長(各 1)
-----	-----------------	-----	-------	---	--------------------	--------------------------

」

を

「

局長印	熊本市 消防 局長	れい書	方 2 1	6	消防局長名をも つてする公文書	総務課長(1) 各消防署長(各 1)
-----	-----------------	-----	-------	---	--------------------	--------------------------

」

に

「

消防長印	熊本市 消防長	れい書	方 2 1	1	消防長名をもつ てする公文書	総務課長
------	------------	-----	-------	---	-------------------	------

」

を

「

消防長印	熊本市 消防長	れい書	方 2 1	2	消防長名をもつ てする公文書	総務課長(1) 益城西原消防署 長(1)
------	------------	-----	-------	---	-------------------	----------------------------

」

に改める。

(熊本市消防局文書に関する規程の一部改正)

第 2 条 熊本市消防局文書に関する規程(昭和 5 1 年消防局訓令第 5 号)の一部を次のように改正する。

第 1 5 条第 2 項中第 8 号を第 9 号、第 9 号を第 8 号とし、第 9 条の次に次の 2 号を加える。

(10) 南消防署 南消

(11) 益城西原消防署 益消

第 1 5 条の 2 第 2 号中「(西、東)」を「(東、西、南、益城西原)」に改める。

(消防関係証明事務取扱規程の一部改正)

第 3 条 消防関係証明事務取扱規程(昭和 5 3 年消防局訓令第 7 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号の次に次の 2 号を加える。

(7) 人事関係証明 局長

第 3 条第 1 項中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) 人事関係証明 熊本市消防職員

第3条第2項中「証明」の次に「(前項第7号を除く。)」を加える。

第10条の次に次の1条を加える。

(人事関係証明)

第11条 熊本市消防職員としての身分、給与等の証明にあつては、様式第9号による願出について所定の証明書により証明するものとする。

様式第1号の2中

り 災 場 所	熊本市
---------	-----

を

り 災 場 所	
---------	--

に改める。

様式第2号及び様式第2号の2中

事故発生場所	熊本市
--------	-----

を

事故発生場所	
--------	--

に改める。

様式第6号中

1 本籍 (都道府県)	_____
2 修了者氏名	_____
3 生年月日	_____
4 証明の必要部数	() 部
5 証明の使用目的	_____」

を

1 修了者氏名	_____
2 生年月日	_____
3 証明の必要部数	() 部
4 証明の使用目的	_____」

に改める。

様式第6号の2中

- 「1 本籍 (都道府県) _____
- 2 修了者氏名 _____
- 3 生年月日 _____
- 4 防火管理講習
修了年月日 _____
- 5 修了番号 _____
- 6 そ の 他 _____」

を

- 「1 修了者氏名 _____
- 2 生年月日 _____
- 3 防火管理講習
修了年月日 _____
- 4 修了番号 _____
- 5 そ の 他 _____」

に改める。

様式第8号の2の次に次の1様式を加える。

様式第9号

年 月 日

様

所 属

職員番号

氏 名

印

証 明 願

下記の理由により、証明が必要のため 給与証明書・源泉徴収票・在職証明書・
就労証明書・その他（ ）の交付をお願いします。

記

1 理由

2 その他（保育園へ提出する就労証明書が必要な場合のみ記載）

熊本市内の保育園 その他の保育園

○現住所：

○採用年月日：

(熊本市消防職員委員会運営規程の一部改正)

第 4 条 熊本市消防職員委員会運営規程（平成 20 年消防局訓令第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「に関する」を「の」に改める。

第 5 条第 2 項第 2 号中「2 人」を「1 人」に改め、同項第 3 号中「西消防署 2 人」を「東消防署 1 人」に改め、同項第 4 号中「東消防署 2 人」を「西消防署 1 人」に改め、同項第 4 号の次に次の 2 号を加える。

(5) 南消防署 1 人

(6) 益城西原消防署 1 人

第 5 条第 3 項中「、又は」を「又は」に改める。

様式第 2 号中「規則第 7 条」を「規則第 7 条第 1 項」に、

「

意見取りまとめ者	所属	
	階級 氏名 年齢	
	所属	
	階級 氏名 年齢	

」

を

「

意見取りまとめ者	所属	
	階級 氏名 年齢	

」

に改める。

様式第 3 号中「対象外についてのみ」の次に「記載」を加える。

(熊本市消防職員分限懲戒審議会規程の一部改正)

第 5 条 熊本市消防職員分限懲戒審議会規程（昭和 62 年消防局訓令第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「あて」を「充て」に改め、同条第 3 項中「あるときは」を「があるとき、」に、「又は」を「又は委員長が」に改め、「局長が」の次に「あらかじめ」を加える。

第 3 条第 1 号中「第 1 項及び第 2 項」を「第 2 項第 2 号」に改める。

第 5 条中、「審議会」を「委員長は」に、「必要がある」の次に「と認める」を加える。

第 6 条中「は又は」を「、又は」に改める。

第 9 条中「委員長がこれを」を「別に」に改める。

別紙第 1 号及び別紙第 2 号の「 号

年 月 日」を「年 月 日」に、「殿」を「様」に改める。

(熊本市消防職員服務規程の一部改正)

第 6 条 熊本市消防職員服務規程 (昭和 6 2 年消防局訓令第 1 0 号) の一部を次のように改正する。

第 6 条中「もつて」を「もって」に改める。

第 7 条中「研究、改善」を「研究及び改善」に改める。

第 8 条中「係長級」を「主査級」に改め、「次の各号」の次に「に掲げる事項」を加え、同条第 2 号中「人格、」を「、人格及び」に「両面に」を「両面において」に改める。

第 9 条第 1 号イ中「礼式及び」を「礼式、」に改め、同条第 2 号ア中「指示及び」を「指示、」に改め、同条第 3 号ア中「執行務」を「職務執行」に改め、同号イ中「編集及び」を「編集、」に改める。

第 1 1 条第 2 項中「怠つて」を「怠って」に改める。

第 1 9 条中「あつて」を「あって」に改める。

第 2 5 条中「熊本市の区域外に」を「消防局の管轄外に宿泊を伴う」に、「局長」を「次長」に改め、同条ただし書を削る。

第 2 8 条中「あつた」を「あった」に改める。

様式第 2 号中「殿」を「様」に改める。

(熊本市消防署処務規程の一部改正)

第 7 条 熊本市消防署処務規程 (平成 2 4 年消防局訓令第 2 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条の見出し中「署員」を「職員」に改める。

第 3 条の見出し中「庁舎」を「署所」に改め、同条第 2 項中「配置された」の次に「車両、消防」を、「物品」の次に「(以下「車両等」という。)」を加える。

第 4 条中「かつ」を「、かつ、」に改める。

第 6 条第 1 項中「事故」を「事故が」に、「あらかじめ」を「、あらかじめ」に改め、同条第 2 項中「事故」を「事故が」に改め、同条第 3 項中「する」の次に「することができる」を加える。

第 7 条及び第 8 条を削り、第 9 条を第 7 条とする。

第 1 0 条第 1 項中「機械器具」を「車両等」に改め、同条を第 8 条とし、第 1 1 条を第 9 条とする。

第 1 2 条第 2 項第 1 号中「熊本市消防通信規程 (平成 9 年)」を「熊本市消防局通信規程 (平成 2 6 年)」に改め、「急報」を削り、同項第 2 号中「急報」を「通報」に改め、同条第 3 項中「全て」を「すべて」に改め、同条を第 1 0 条とし、第 1 3 条を第 1 1 条とする。

第 1 4 条第 1 項中「執行務の適正」を「適正な職務執行」に改め、同条第 2 項中「指名」を「指定」に改め、同条を第 1 2 条とする。

第 1 5 条第 1 項中「職務執行の円滑」を「重要事項の示達、円滑な職務執行」に改め、同条第 3 項中「指名」を「指定」に改め、同条を第 1 3 条とする。

第 1 6 条第 1 項中「係長」を「課長代理、主幹、主査」に改め、同項第 3 号中「係長」を「主幹、主査」に、「点検随時」を「点検 随時」に改め、同条を第 1 4 条とする。

第 1 7 条を第 1 5 条とし、第 1 8 条を第 1 6 条とする。

様式第 1 号中「係長」を「主査」に改める。

様式第 3 号中「平成」を削り、

「

署 長		副 署 長		課 長		出 張 所 長 係 長		小 隊 長	
--------	--	-------------	--	--------	--	----------------------------	--	-------------	--

」

を

「

署 長		副 署 長		課 長		課 長 代 理		出 張 所 長 主 査		小 隊 長	
--------	--	-------------	--	--------	--	------------------	--	----------------------------	--	-------------	--

」

に改める。

(熊本市消防職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正)

第 8 条 熊本市消防職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成 7 年消防局訓令第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「与えられなかった」を「与えられなかった」に改める。

第 8 条中「この場合において」を「この場合においては」に改める。

第 9 条中「毎日勤務者」を「毎日勤務者は」に改める。

第 13 条中「とき」を「場合」に改める。

第 14 条第 1 項中「第 15 項」を「第 14 項」に、「第 16 項」を「第 15 項」に、「請求」を「申請」に、「なかった」を「なかった」に改める。

第 15 条第 1 項中「請求」を「申請」に、「できなかった場合には」を「できなかった場合は」に改め、同条第 2 項中「規程」を「規定」に改め、同条第 3 項中「請求」を「申請」に改める。

別表中消防局に勤務する職員の部、隔日勤務の項、「一係・二係」を「一班・司令二班」に改め、「（司令一係・二係を担当する課長補佐を含む。）」を削り、同表消防署に勤務する職員の部、毎日勤務の項、「警防課計画管理係」を「警防課計画管理班」に改める。

(熊本市消防局服制検討委員会規程の一部改正)

第 9 条 熊本市消防局服制検討委員会規程（平成 7 年消防局訓令第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「召集」を「招集」に改める。

別表委員の項中「課長補佐」の次に「、主幹又は主査」を加え、「指導課長代理」を「指導課主幹又は主査」に改める。

(熊本市消防職員証規程の一部改正)

第 10 条 熊本市消防職員証規程（平成 11 年消防局訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「勤務中」を「勤務中は」に、「第 5 条」を「第 3 条」に改める。

(熊本市消防職員被服着用規程の全部改正)

第 11 条 熊本市消防職員被服着用規程（平成 2 年消防局訓令第 6 号）の全部を次のように改正する。

熊本市消防職員被服着用規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、熊本市消防職員被服等貸与に関する訓令（平成 2 年訓令第 7 号。以下「貸与訓令」という。）第 7 条の規定に基づき、熊本市消防職員（以下「消防職員」という。）の被服

の着用について必要な事項を定めるものとする。

(被服の保存)

第 2 条 被服は、常に手入れを行い、汚損しないよう保存に留意しなければならない。

(品位の保持)

第 3 条 被服は、常に清潔に整え、容姿を端正にして消防職員としての品位を保持しなければならない。

(着用期間)

第 4 条 消防吏員の被服着用期間は、別表第 1 のとおりとする。ただし、消防局長（以下「局長」という。）は、気候の状況その他の事由により、別表第 1 中着用区分の欄に掲げる被服について、同表着用時期の欄に掲げる期間を変更し、又は着用対象の消防吏員及び時期を指定して着用させることができる。

2 消防音楽隊の儀礼服等の着用については、局長の承認を得て消防音楽隊長が別に定める。

(着用区分)

第 5 条 消防吏員の被服の着用区分は、別表第 2 のとおりとする。

2 正装とは、貸与訓令に規定されたもののうち、次に掲げる被服等を着用することをいう。

(1) 男性消防吏員は、制帽、冬服、ワイシャツ、ネクタイ、夏服（長袖）、制服用バンド及び短靴とする。

(2) 女性消防吏員は、制帽、冬服（スカート）、ブラウス、ネクタイ、夏服（長袖及びスカート）及び短靴（パンプス）とする。

3 略装とは、前項の正装において、男性消防吏員の夏服（半袖）並びに女性消防吏員の冬服（ズボン）、夏服（半袖及びズボン）、制服用バンド及び短靴（ローファー）を着用することをいう。

(正装の着用範囲)

第 6 条 消防吏員は、熊本市消防訓練礼式規則（昭和 4 1 年規則第 2 2 号）に定める儀式、通常点検、式典等を行うときは、正装を着用しなければならない。ただし、局長が必要と認めた場合は、この限りではない。

(記章)

第 7 条 消防吏員が冬服を着用するときは、熊本市職員記章を左えりにつけ、精勤賞は右えりにつけるものとする。

(私服の着用)

第 8 条 渉外業務等に従事する者については、所属長が必要があると認める場合に限り、私服を着用することができる。

(熊本市火災予防立入検査及び違反処理に関する規程の一部改正)

第 1 2 条 熊本市火災予防立入検査及び違反処理に関する規程（平成 1 5 年消防局訓令第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 4 項中「予防課長」を「消防局予防課長（以下「予防課長」という。）」に改める。

第 8 条第 1 項中「消防局予防課長（以下「予防課長」という。）」を「予防課長」に改める。

第 9 条第 1 項中「消防局次長（以下「次長」という。）」、「並びに同条第 2 項及び第 3 項中「次長、」を削る。

第 2 1 条第 2 項中「署長」の次に「（益城西原消防署長を除く。）」を、「危険物検査対象物に」の次に「第 2 6 条の規定に基づき違反処理を行わなければならない」を加える。

第 2 3 条第 1 項中「次長」を「予防課長」に改める。

第 2 7 条中「次長」を「予防課長」に改める。

第 2 8 条中「次長」を「予防課長」に改める。

第 3 2 条第 1 項中「又は次長」を「、予防課長又は益城西原消防署長」に改める。

第 3 3 条第 2 号の次に次の 1 号を加える。

- (3) 法第 8 条の 2 第 6 項の規定に基づく統括防火管理者の行うべき業務についての命令
第 3 3 条第 3 号から第 5 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 7 号として次の 1 号を加える。
- (7) 法第 3 6 条第 1 項において準用する法第 8 条の 2 第 6 項の規定に基づく統括防災管理者の行うべき業務についての命令
第 3 5 条第 6 号中「法第 8 条の 2 第 3 項」を「法第 8 条の 2 第 5 項」に、「共同防火管理協議事項作成命令」を「統括防火管理者選任命令」に改め、同号の次に次の 1 号を加える。
- (7) 法第 8 条の 2 第 6 項の規定に基づく統括防火管理者の行うべき業務についての命令
第 3 5 条第 7 号から第 2 3 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 2 5 号として次の 1 号を加える。
- (25) 法第 3 6 条第 1 項において準用する法第 8 条の 2 第 6 項の規定に基づく統括防災管理者の行うべき業務についての命令

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1 (第 4 条関係)

検 査 対 象 物 の 別		立 入 検 査 事 務	違 反 処 理 事 務
一般検査対象物		署 長	署 長
危険物検査対象物	一般検査対象物に付随するもの	署 長	局 長、予防課長又は益城西原消防署長※2
	上記以外のもの	局長※1、予防課長又は益城西原消防署長	局 長、予防課長又は益城西原消防署長※2
特殊検査対象物		署 長	署 長

※1 「局長」については、法第 1 1 条の 2 に規定する完成検査前検査 (タンクの水張検査及び水圧検査を除く。)、法第 1 1 条に規定する完成検査 (特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所に限る。)及び法第 1 4 条の 3 に規定する保安に関する検査に係る事務に限る。

※2 「予防課長又は益城西原消防署長」については、許可の取消に係る事務に限る。

別表第 2 を次のとおり改める。

別表第 2 (第 15 条関係)

対象物の区分	内 容
A 区分対象物	<p>一般検査対象物で、次に掲げる違反の事実が存在することから、火災又は大規模地震等発生時に人命危険があると認めるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備のいずれかが全体にわたり未設置となっている対象物又はその機能を失っている対象物 2 防火管理者の選任※1、消防計画書の作成※2、防火対象物点検及び消防用設備等の点検又は特殊消防用設備等の設置維持計画書に定める点検がなされていない対象物 3 防災管理者の選任※3、防災管理に係る消防計画書の作成※4、防災管理点検及び自衛消防組織の設置がなされていない対象物 4 3階以上の階を有する対象物で、階段、出入口、廊下、通路等の避難施設の維持管理不良から、火災発生時に避難上重大な障害が存する対象物 5 避難器具の設置が必要となる特定一階段等防火対象物のうち、避難器具が未設置又は不適合となっている対象物
B 区分対象物	<p>A 区分対象物以外の一般検査対象物で、次に掲げる違反の事実が存在することから、火災又は大規模地震等発生時に人命危険があると認めるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 消防用設備等のいずれかが全体若しくは過半にわたり未設置となっている対象物又はその機能を失っている対象物 2 防火管理者の選任※1、消防計画書の作成※2、防火対象物点検、消防用設備等の点検又は特殊消防用設備等の設置維持計画書に定める点検のいずれか 3 点がなされていない対象物 3 防災管理者の選任※3、防災管理に係る消防計画書の作成※4、防災管理点検又は自衛消防組織の設置のいずれか 3 点がなされていない対象物
C 区分対象物	<p>A 及び B 区分対象物以外の一般検査対象物で、次のいずれかに該当するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 消防用設備等のいずれかが一部未設置となっている対象物又は機能不良がある対象物 2 防火管理者の選任※1、消防計画書の作成※2、防火対象物点検、消防用設備等の点検又は特殊消防用設備等の設置維持計画書に定める点検のいずれかがなされていない対象物 3 防災管理者の選任※3、防災管理に係る消防計画書の作成※4、防災管理点検又は自衛消防組織の設置のいずれかがなされていない対象物
D 区分対象物	A、B 及び C 区分対象物以外の一般検査対象物
E 区分対象物	危険物検査対象物（一般検査対象物に付随するものを除く。）
F 区分対象物	特殊検査対象物

※1 法第 8 条の 2 に基づく統括防火管理者の選任を含むものとする。

※2 法第 8 条の 2 に基づく全体についての消防計画（防火）の作成、届出を含むものとする。

※3 法第 36 条第 1 項において準用する法第 8 条の 2 に基づく統括防災管理者の選任を含むものとする。

※4 法第 36 条第 1 項において準用する法第 8 条の 2 に基づく全体についての消防計画（防災）の作成、届出を含むものとする。

別表第 3 中

「

事例／履行期限等
<p>【適用要件の意義】</p> <p>事例については、法第 5 条第 1 項、第 5 条の 3 第 1 項、第 8 条第 3 項、第 8 条第 4 項、第 8 条の 2 第 3 項、第 8 条の 2 の 5 第 3 項、第 17 条の 4 第 1 項の規定の事例欄によるが、これらの規定に基づいて必要な措置が命じられたにもかかわらず、次の a ～ c の場合で営業活動を継続、火気使用器具等の使用又は工事を継続している場合など火災予防危険、人命危険等が引き続き存する場合に措置する。</p> <p>a 履行されない 避難障害となる物件の除去を命じたが、何も措置をしていないもの</p> <p>b 履行が十分でない 複数の設備の改修命令に対して履行期限内に全ての設備についての改修が完了していないもの</p> <p>c 履行期限までに完了していない 改修工事、消防用設備の設置工事の工事発注が完了しているが、未だ工事に着手しておらず、履行期限までに工事が完了する見込みがない</p> <p>【事例】</p> <p>○消防法第 5 条の 3 第 1 項による除去命令の発動後、避難障害となる商品が除去されず、その後も商品を搬入する等により、除去命令時に設定した履行期限内に除去することが不可能で使用停止命令を行わなければ人命危険が排除できない場合</p> <p>○消防法第 17 条の 4 第 1 項による自動火災報知設備設置命令後に、大売り出し等の催物を開催していることにより、防火対象物の収容人員が急激に増加し、火災発生を早期に発見しなければ、逃げ遅れによる人命危険が予想される場合</p> <p>○法第 17 条の 4 第 1 項による屋内消火栓設備設置維持命令後、履行期限を過ぎても改修されることなく、かつ、消防用設備等点検結果の報告が引き続きなされておらず、当該防火対象物の主要構造部、防火区画若しくは階段の構造が不適切又は機能不良で、火災が発生すれば逃げ遅れによる人命危険が予想される場合</p> <p>【履行期限】 原則、即時</p>
<p>【事例】</p> <p>○火気使用設備の使用に際して壁体等に炭化が広範囲に発生しており、その出火危険が著しく高いもの（炭化の判断は、木材等可燃物であれば火、熱により変色しているもの）</p> <p>○小規模雑居ビルで、次のアからウのいずれかに該当するもの</p> <p>ア 階段内にビニール、プラスチック系の可燃物が大量にあり、上階の防火戸が撤去され、かつ、避難器具が設置されていないもの</p> <p>イ 火気使用場所の存する階の防火戸が撤去され、かつ、当該階より上階で複数の無窓階の防火戸が撤去されているもの</p> <p>ウ 利用者がエレベーターのみで移動する建物で、階段が重量物で塞がれ、かつ、避難器具等が設置されていないもの</p> <p>○個室型店舗で、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 非常用出入口や排煙設備である窓等の開口部が塞がれ使用不能となっており、かつ、排煙設備や非常用照明装置が設置されていないもの</p> <p>イ スプリンクラー設備（スプリンクラー設備の設置義務のないものは自動火災報知設備）が大部分に設置されていないもの又はその機能が失われているもの</p> <p>【履行期限】 原則、即時</p>
<p>【事例】</p> <p>○次に掲げるいずれかの違反又は事実が併存して消防活動の支障又は人命の危険が大きいもの</p> <p>ア 防火管理業務が適正に行われていないと認められるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厨房設備の燃料配管等に老化、劣化又は接続部のゆるみがあり、燃料もれのおそれがあるもの ・排熱筒が木部に接近しており、継続使用すれば火災が発生するおそれがあるもの ・配分電盤の開閉器、配線用遮断器、電線、機器等の絶縁不良、漏電又は異常過熱等があるもの ・劇場・百貨店等において、大売り出し等の催物により混雑が予想されるとき、避難誘導等に対応する係員が適正に配置されているもの ・定員を著しく超過しているにもかかわらず入場制限等の必要な措置を行っていないもの (入場者の滞留により、避難通路から出入口に容易に到達できない場合等) <p>イ 防火対象物全般に設置義務のあるスプリンクラー設備（スプリンクラー設備の設置義務がないものは設置義務のある屋内消火栓設備及び自動火災報知設備）が大部分に設置されていないもの又はその機能を失っているもの</p> <p>ウ 主要構造部の構造不適切なもの、防火区画若しくは避難施設等（廊下、避難階段、出入口、排煙設備、非常用照明装置）が設置されていないもの又はこれらのものが過半にわたり構造不適若しくは機能不良となっているもの</p> <p>【履行期限】 原則、即時</p> <p>注 1 「機能を失っているもの」とは、機能不良の程度が著しく、ほとんど未設置と同様の状態にあるものをいう。</p> <p>注 2 「過半にわたり」とは、階ごとの過半又は防火対象物全体での過半をいう。</p> <p>注 3 火気使用設備自体の火災危険により、使用停止命令の措置を行う場合は、火災発生危険を考慮して、当該設備のみを使用停止の対象とする。</p>

」

を

「

事例／履行期限等
<p>【適用要件の意義】</p> <p>事例については、法第 5 条第 1 項、第 5 条の 3 第 1 項、第 8 条第 3 項、第 8 条第 4 項、第 8 条の 2 第 5 項、8 条の 2 第 6 項、第 8 条の 2 の 5 第 3 項、第 17 条の 4 第 1 項の規定の事例欄によるが、これらの規定に基づいて必要な措置が命じられたにもかかわらず、次の a～c の場合で営業活動を継続、火気使用器具等の使用又は工事を継続している場合など火災予防危険、人命危険等が引き続き存する場合に措置する。</p> <p>a 履行されない 避難障害となる物件の除去を命じたが、何も措置をしていないもの</p> <p>b 履行が十分でない 複数の設備の改修命令に対して履行期限内に全ての設備についての改修が完了していないもの</p> <p>c 履行期限までに完了していない 改修工事、消防用設備の設置工事の工事発注が完了しているが、未だ工事に着手しておらず、履行期限までに工事が完了する見込みがない</p> <p>【事例】</p> <p>○消防法第 5 条の 3 第 1 項による除去命令の発動後、避難障害となる商品が除去されず、その後も商品を搬入する等により、除去命令に設定した履行期限内に除去することが不可能で使用停止命令を行わなければ人命危険が排除できない場合</p> <p>○消防法第 17 条の 4 第 1 項による自動火災報知設備設置命令後に、大売り出し等の催物を開催していることにより、防火対象物の収容人員が急激に増加し、火災発生を早期に見つけなければ、逃げ遅れによる人命危険が予想される場合</p> <p>○法第 17 条の 4 第 1 項による屋内消火栓設備設置維持命令後、履行期限を過ぎて改修することなく、かつ、消防用設備等点検結果の報告が引き続きなされておらず、当該防火対象物の主要構造部、防火区画若しくは階段の構造が不適切又は機能不良で、火災が発生すれば逃げ遅れによる人命危険が予想される場合</p> <p>【履行期限】 原則、即時</p>
<p>【事例】</p> <p>○火気使用設備の使用に際して壁等に炭化が広範囲に発生しており、その出火危険が著しく高いもの（炭化の判断は、木材等可燃物であれば火、熱により変色しているもの）</p> <p>○小規模雑居ビルで、次のアからウのいずれかに該当するもの</p> <p>ア 階段内にビニール、プラスチック系の可燃物が大量にあり、上階の防火戸が撤去され、かつ、避難器具が設置されていないもの</p> <p>イ 火気使用場所の存する階の防火戸が撤去され、かつ、当該階より上階で複数の無窓階の防火戸が撤去されているもの</p> <p>ウ 利用者がエレベーターのみで移動する建物で、階段が重量物で塞がれ、かつ、避難器具等が設置されていないもの</p> <p>○個室型店舗で、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 非常用出入口や排煙設備である窓等の開口部が塞がれ使用不能となっており、かつ、排煙設備や非常用照明装置が設置されていないもの</p> <p>イ スプリンクラー設備（スプリンクラー設備の設置義務のないものは自動火災報知設備）が大部分に設置されていないもの又はその機能が失われているもの</p> <p>【履行期限】 原則、即時</p>
<p>【事例】</p> <p>○次に掲げるいずれかの違反又は事実が併存していて消防活動の支障又は人命の危険が大きいもの</p> <p>ア 防火管理業務が適正に行われていないと認められるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厨房設備の燃料配管等に老化、劣化又は接続部のゆるみがあり、燃料もれのおそれがあるもの ・排熱筒が木部に接近しており、継続使用すれば火災が発生するおそれがあるもの ・配分電盤の開閉器、配線用遮断器、電線、機器等の絶縁不良、漏電又は異常過熱等があるもの ・劇場・百貨店等において、大売り出し等の催物により混雑が予想されるとき、避難誘導等に対応する係員が適正に配置されているもの ・定員を著しく超過しているにもかかわらず入場制限等の必要な措置を行っていないもの (入場者の滞留により、避難通路から出入口に容易に到達できない場合等) <p>イ 防火対象物全般に設置義務のあるスプリンクラー設備（スプリンクラー設備の設置義務がないものは設置義務のある屋内消火栓設備及び自動火災報知設備）が大部分に設置されていないもの又はその機能を失っているもの</p> <p>ウ 主要構造部の構造不適切なもの、防火区画若しくは避難施設等（廊下、避難階段、出入口、排煙設備、非常用照明装置）が設置されていないもの又はこれらのものが過半にわたり構造不適若しくは機能不良となっているもの</p> <p>【履行期限】 原則、即時</p> <p>注 1 「機能を失っているもの」とは、機能不良の程度が著しく、ほとんど未設置と同様の状態にあるものをいう。</p> <p>注 2 「過半にわたり」とは、階ごとの過半又は防火対象物全体での過半をいう。</p> <p>注 3 火気使用設備自体の火災危険により、使用停止命令の措置を行う場合は、火災発生危険を考慮して、当該設備のみを使用停止の対象とする。</p>

」

に、

「

	措 置 区 分					
	適用要件	一次措置	適用要件	二次措置	適用要件	三次措置
⑥ 共同防火管理協議事項未決定 (法第八条の二)	共同防火管理協議事項未決定	警 告	警告事項不履行のもの	適正執行命令 (法第8条の2第3項)	二次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合	③の一次措置 (法第5条の2)
⑦ 防火対象物点検に関する違反 (法第八条の二の二及び法第八条の二の三)	防火対象物点検報告未実施での表示又は紛らわしい表示をしたもの	表示の除去又は消印を付すことの命令 (法第8条の2の2第4項)				
	防火対象物点検の特例認定を受けていないにも関わらず、法第8条の2の3第7項の表示がされている、あるいは、当該表示と紛らわしい表示がされているもの	表示の除去又は消印を付すことの命令 (法第8条の2の3第8項)				
	1 偽りその他不正な手段により当該認定を受けたことが判明したもの	法第8条の2の3第1項による認定の取り消し (法第8条の2の3第6項)				
	2 法第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、第8条第3項若しくは第4項、第8条の2の5第3項又は第17条の4第1項若しくは第2項の規定の命令がされたもの					
3 法第8条の2の3第1項第3号に該当しなくなったもの						

」

を

「

	措 置 区 分					
	適用要件	一次措置	適用要件	二次措置	適用要件	三次措置
⑥ 統括防火管理関係違反 (法第八条の二)	1 統括防火管理者未選任	警告	警告事項不履行のもの	選任命令(法第8条の2第5項)	二次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合	③の一次措置による(法第5条の2)
	2 統括防火管理関係違反 全体についての消防計画	警告	警告事項不履行のもの	作成命令(法第8条の2第6項)	二次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合	③の一次措置による(法第5条の2)
	全体についての消防計画が不適正なもの	警告	警告事項不履行のもの	適正執行命令(法第8条の2第6項)	二次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合	③の一次措置による(法第5条の2)
⑦ 防火対象物点検に関する違反 (法第八条の二の二及び法第八条の二の三)	防火対象物点検報告未実施での表示又は紛らわしい表示をしたもの	表示の除去又は消印を付すこと の命令(法第8条の2の2第4項)				
	防火対象物点検の特例認定を受けていないにも関わらず、法第8条の2の3第7項の表示がされている、あるいは、当該表示と紛らわしい表示がされているもの	表示の除去又は消印を付すこと の命令(法第8条の2の3第8項)				
	1 偽りその他不正な手段により当該認定を受けたことが判明したもの	法第8条の2の3第1項による認定の取り消し(法第8条の2の3第6項)				
	2 法第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、第8条第3項若しくは第4項、第8条の2第5項若しくは第6項、第8条の2の5第3項又は第17条の4第1項若しくは第2項の規定の命令がされたもの					
3 法第8条の2の3第1項第3号に該当しなくなったもの						

」

に、

「

事例／履行期限等
<p>注 令別表第 1 (五) 項ロが過半のもので、防火管理業務が適正に行われているものを除く。</p> <p>【履行期限】 防火対象物における各種原ごとの防火管理者の選任、消防計画の作成指導を踏まえて期限を設定する。</p>
<p>【事例】 ○点検基準に適合せずに適合する旨の表示をしているもの</p> <p>【履行期限】 原則、即時</p>
<p>【適用要件の意義】 ① 防火対象物点検報告義務対象物であるもの ② 防火対象物点検の特例認定を受けていないにもかかわらず、法第 8 条の 2 の 3 第 7 項の表示がされている、あるいは、当該表示と紛らわしい表示がされているもの</p> <p>【履行期限】 なし</p>
<p>【適用要件の意義】 形式的に適用要件に該当すれば、直ちに処理する。</p> <p>【履行期限】 なし</p>

」

を

「

事例／履行期限等
<p>注 統括防火管理者として届出されていないが、選任され実質的に防火管理業務が行われていることが明らか場合は、適用要件に該当しないものとみなし指導を継続することができる。</p> <p>【履行期限】 2 週間から 1 ヶ月程度を目安とする。</p>
<p>【履行期限】 2 週間から 1 ヶ月程度を目安とする。 (統括防火管理者未選任と併存する場合には、統括防火管理者未選任の履行期限に 2 週間から 1 ヶ月程度を加えた期間以内とする。)</p>
<p>【事例】 自衛消防の組織の編成等計画の内容が実態と著しく異なるもの</p> <p>【履行期限】 2 週間から 1 ヶ月程度を目安とする。 (統括防火管理者未選任と併存する場合には、統括防火管理者未選任の履行期限に 2 週間から 1 ヶ月程度を加えた期間内とする。)</p>
<p>【事例】 ○点検基準に適合せずに適合する旨の表示をしているもの</p> <p>【履行期限】 原則、即時</p>
<p>【適用要件の意義】</p> <p>① 防火対象物点検報告義務対象物であるもの</p> <p>② 防火対象物点検の特例認定を受けていないにもかかわらず、法第 8 条の 2 の 3 第 7 項の表示がされている、あるいは、当該表示と紛らわしい表示がされているもの</p> <p>【履行期限】 なし</p>
<p>【適用要件の意義】 形式的に適用要件に該当すれば、直ちに処理する。</p> <p>【履行期限】 なし</p>

」

に、

「

	措 置 区 分					
	適用要件	一次措置	適用要件	二次措置	適用要件	三次措置
⑩ 防災管理関係違反 (法第三十六条第一項において準用する法第八条第一項)	防災管理者未選任	警 告	警告事項不履行のもの	選任命令 (法第36条第1項において準用する法第8条第3項)		
	2 防災管理業務不適正 防災管理に係る消防計画未作成	警 告	警告事項不履行のもの	作成命令 (法第36条第1項において準用する法第8条第4項)		
	防災管理に係る消防計画が不適正なもの	警 告	警告事項不履行のもの	適正執行命令 (法第36条第1項において準用する法第8条第4項)		
	避難訓練未実施	警 告	警告事項不履行のもの	適正執行命令 (法第36条第1項において準用する法第8条第4項)		
⑪ 共同防災管理協議事項未決定 (法第三十六条第一項において準用する法第八条の二)	共同防災管理協議事項未決定	警 告	警告事項不履行のもの	決定命令 (法第36条第1項において準用する法第8条の2第3項)		

」

を

「

		措 置 区 分					
適用要件		一次措置	適用要件	二次措置	適用要件	三次措置	
⑩ 防災管理関係違反 (法第三十六条第一項において準用する法第八条第一項)	防災管理者未選任	警 告	警告事項不履行のもの	選任命令 (法第36条第1項において準用する法第8条第3項)			
	2 防災管理業務不適正 防災管理に係る消防計画未作成	警 告	警告事項不履行のもの	作成本令 (法第36条第1項において準用する法第8条第4項)			
	防災管理に係る消防計画が不適正なもの	警 告	警告事項不履行のもの	適正執行命令 (法第36条第1項において準用する法第8条第4項)			
	避難訓練未実施	警 告	警告事項不履行のもの	適正執行命令 (法第36条第1項において準用する法第8条第4項)			
⑪ 統括防災管理関係 (法第三十六条第一項において準用する法第八条の二)	1 統括防災管理者未選任	警 告	警告事項不履行のもの	決定命令(法第36条第1項において準用する法第8条の2第5項)			
	2 統括防災管理業務不適正 防災管理に係る全体についての消防計画未作成	警 告	警告事項不履行のもの	作成本令(法第36条第1項において準用する法第8条の2第6項)			
	防災管理に係る全体についての消防計画が不適正なもの	警 告	警告事項不履行のもの	適正執行命令 (法第36条第1項において準用する法第8条の2第6項)			

」

に、

「

事例／履行期限等
<p>注 1 防災管理者として届出されていないが、選任され実質的に防災管理業務が行われていることが明らか場合は、適用要件に該当しないものとみなし指導を継続することができる。</p> <p>注 2 甲種防火管理再講習又は防災管理再講習の課程を修了しなければならない期間において、既に防災管理者として選任されている者が、再講習の課程を修了していない場合は、防災管理者未選任の状態となるため、速やかに再講習を受講させ、防災管理者として再度選任し、又は別に防災管理者の資格を有する者を防災管理者として選任し、消防長又は消防署長に届出させる必要がある。</p> <p>【履行期限】 2 週間から 1 ヶ月程度を目安とするが、防災管理講習、防災管理再講習、甲種防火管理再講習を考慮しなければならない場合は、直近の講習日を考慮した期限とする。</p>
<p>【履行期限】 2 週間以内 (防災管理者未選任と併存する場合には、防災管理者未選任の履行期限に 2 週間を加えた期間以内とする。)</p> <p>【事例】 ○防災管理上必要な教育等計画の内容が実態と著しく異なるもの</p> <p>【履行期限】 2 週間以内 (防災管理者未選任と併存する場合には、防災管理者未選任の履行期限に 1 週間を加えた期間以内とする。)</p>
<p>【事例】 ○避難訓練を 1 年以上実施していないもの</p> <p>【履行期限】 1 ヶ月以内 (規模、用途に応じて設定する。)</p>
<p>【履行期限】 防火対象物における各種原ごとの防災管理者の選任、消防計画の作成指導を踏まえて期限を設定する。</p>

」

を

「

事例／履行期限等
<p>注 1 防災管理者として届出されていないが、選任され実質的に防災管理業務が行われていることが明らか場合は、適用要件に該当しないものとみなし指導を継続することができる。</p> <p>注 2 甲種防火管理再講習又は防災管理再講習の課程を修了しなければならない期間において、既に防災管理者として選任されている者が、再講習の課程を修了していない場合は、防災管理者未選任の状態となるため、速やかに再講習を受講させ、防災管理者として再度選任し、又は別に防災管理者の資格を有する者を防災管理者として選任し、消防長又は消防署長に届出させる必要がある。</p> <p>【履行期限】 2 週間から 1 ヶ月程度を目安とするが、防災管理講習、防災管理再講習、甲種防火管理再講習を考慮しなければならない場合は、直近の講習日を考慮した期限とする。</p>
<p>【履行期限】 2 週間以内 (防災管理者未選任と併存する場合には、防災管理者未選任の履行期限に 2 週間を加えた期間以内とする。)</p> <p>【事例】 ○防災管理上必要な教育等計画の内容が実態と著しく異なるもの</p> <p>【履行期限】 2 週間以内 (防災管理者未選任と併存する場合には、防災管理者未選任の履行期限に 1 週間を加えた期間以内とする。)</p>
<p>【事例】 ○避難訓練を 1 年以上実施していないもの</p> <p>【履行期限】 1 ヶ月以内 (規模、用途に応じて設定する。)</p>
<p>注 1 統括防災管理者として届出されていないが、選任され実質的に防災管理業務が行われていることが明らか場合は、適用要件に該当しないものとみなし指導を継続することができる。</p> <p>【履行期限】 2 週間から 1 ヶ月程度を目安とする。</p>
<p>【履行期限】 2 週間から 1 ヶ月程度を目安とする。 (統括防災管理者未選任と併存する場合には、統括防災管理者未選任の履行期限に 2 週間から 1 ヶ月程度を加えた期間以内とする。)</p>
<p>【事例】 ○自衛消防隊の編成等計画の内容が実態と著しく異なるもの</p> <p>【履行期限】 2 週間から 1 ヶ月程度を目安とする。 (統括防災管理者未選任と併存する場合には、統括防災管理者未選任の履行期限に 2 週間から 1 ヶ月程度を加えた期間以内とする。)</p>

」

に、

「

	措 置 区 分					
	適用要件	一次措置	適用要件	二次措置	適用要件	三次措置
⑫ 防災管理点検に関する違反 (法第三十六条第一項において準用する法第八条の二の二及び法第八条の二の三)	防災管理点検報告未実施での表示又は紛らわしい表示をしたもの	表示の除去又は消印を付すことの命令 (法第36条第1項において準用する法第8条の2の2第4項)				
	1 偽りその他不正な手段により当該認定を受けたことが判明したもの	法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第1項による認定の取り消し (法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第6項)				
	2 法第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、第8条第3項若しくは第4項、第8条の2の5第3項、第17条の4第1項若しくは第2項又は第36条第1項において準用する第8条第3項若しくは第4項の規定による命令がされたもの					
	3 法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第1項第3号に該当しなくなったもの					
防災管理点検の特例認定を受けていないにもかかわらず、防災管理点検の特例認定の表示がされている、あるいは、当該表示と紛らわしい表示がされているもの	表示の除去又は消印を付すことの命令 (法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第8項において準用する法第8条の2の2第4項)					

」

を

「

	措 置 区 分					
	適用要件	一次措置	適用要件	二次措置	適用要件	三次措置
⑩ 防災管理点検に関する違反 (法第三十六条第一項において準用する法第八条の二の二及び法第八条の二の三)	防災管理点検報告未実施での表示又は紛らわしい表示をしたもの	表示の除去又は消印を付すことの命令 (法第36条第1項において準用する法第8条の2の2第4項)				
	1 偽りその他不正な手段により当該認定を受けたことが判明したもの	法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第1項による認定の取り消し (法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第6項)				
	2 法第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、第8条第3項若しくは第4項、第8条の2第5項若しくは第6項、第8条の2の5第3項、第17条の4第1項若しくは第2項又は第36条第1項において準用する第8条第3項若しくは第4項、第8条の2第5項若しくは第6項の規定による命令がされたもの					
	3 法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第1項第3号に該当しなくなったもの					
防災管理点検の特例認定を受けていないにもかかわらず、防災管理点検の特例認定の表示がされている、あるいは、当該表示と紛らわしい表示がされているもの	表示の除去又は消印を付すことの命令 (法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第8項において準用する法第8条の2の2第4項)					

」

に改める。

様式第 2 号の 2 を次のとおり改める。

様式第 2 号の 2 (第 20 条第 1 項関係)

年 月 日

様

検査員 所属
階級
氏名

印

立 入 検 査 結 果 通 知 書

消防法第 16 条の 5 の規定に基づき立入検査を実施した結果を下記のとおり通知します。

記

名 称				
所 在 地				
検 査	年 月 日 実施	立会者		
検査結果	今回の立入検査の結果は良好でした。 今後とも次の検査事項等について適正に維持管理してください。			
施設区分				
区 分	検 査 事 項	該当欄	根拠法令	
共通事項	1 資格者(免状)及び立ち会い	<input type="checkbox"/>	法13-1	
	2 保安講習	<input type="checkbox"/>	法13の23	
	3 定期点検、点検記録の保存	<input type="checkbox"/>	法14の3の2	
貯蔵取扱い	4 許可届出危険物(品名・数量・倍数)の状況	<input type="checkbox"/>	法10-3 危令24	
	5 火気管理	<input type="checkbox"/>	法10-3 危令24	
	6 地盤面、貯留設備(ためます)、油分離装置の管理	<input type="checkbox"/>	法10-3 危令24	
	7 容器等の状況	<input type="checkbox"/>	法10-3 危令24	
空地管理	8 危険物の貯蔵、取扱いの遵守状況	<input type="checkbox"/>	法10-3 危令24	
	9 保安距離、保有空地の管理	<input type="checkbox"/>	法10-4	
建物関係	10 取扱空地等の管理	<input type="checkbox"/>	法10-4	
	11 構造、区画及び開口部の管理	<input type="checkbox"/>	法10-4	
電気設備	12 採光、照明及び換気設備の維持管理	<input type="checkbox"/>	法10-4	
標 識 等	13 電気設備、配線等の維持管理	<input type="checkbox"/>	法10-4	
タ ン ク	14 標識、掲示板の状況	<input type="checkbox"/>	法10-4	
	屋 内	15 構造及び危険物タンクの状況	<input type="checkbox"/>	法10-4
		16 防食措置(塗装)の状況	<input type="checkbox"/>	法10-4
	屋 外 簡 易 地 下	17 基礎・架台(固定・破損)の状況	<input type="checkbox"/>	法10-4
18 タンクの蓋、漏洩検知管、通気管の維持管理状況		<input type="checkbox"/>	法10-4	
タンク以外の 設備	19 ポンプ設備、ポンプ室等の維持管理	<input type="checkbox"/>	法10-4	
	20 配管、弁等の状況	<input type="checkbox"/>	法10-4	
	21 静電気除去装置の状況	<input type="checkbox"/>	法10-4	
消防用設備等	22 消火設備、警報設備、避難設備、避雷設備の維持管理状況	<input type="checkbox"/>	危令20	
その他	23	<input type="checkbox"/>		
指導事項	<input type="checkbox"/> 危険物施設の位置、構造又は設備を変更するときは、必ず変更許可申請を行い、許可後実施してください。			
	<input type="checkbox"/> 地下タンク及び地下埋設配管について実施した加圧検査等の結果は、検査終了後遅滞なく、 まで提出してください。			
備 考				
凡 例	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当			
根拠法令の略称	法 (消防法) 危令 (危険物の規制に関する政令)			
問い合わせ先	電話番号			

様式第 2 号の 3 を次のとおり改める。

様式第 2 号の 3 (第 20 条第 1 項関係)

年 月 日

様

検査員 所属
階級
氏名

印

立 入 検 査 結 果 通 知 書 (移 動 タ ン ク 貯 蔵 所)

消防法第 16 条の 5 の規定に基づき立入検査を実施した結果を下記のとおり通知します。

記

名 称				
所 在 地				
検 査	年 月 日 実施	立会者		
検査結果	今回の立入検査の結果は良好でした。 今後とも次の検査事項等について適正に維持管理してください。			
施設区分	<input type="checkbox"/> 単一車 <input type="checkbox"/> 被牽引車 <input type="checkbox"/> 積載式 <input type="checkbox"/> 積載式以外 <input type="checkbox"/> その他 移動タンク貯蔵所			
区 分	検 査 事 項	該当欄	根拠法令	
共通事項	1 危険物取扱者の乗車及び免状の携帯	<input type="checkbox"/>	法16の2	
	2 保安講習	<input type="checkbox"/>	法13の23	
	3 完成検査済証及び点検記録其他法令で定める書類	<input type="checkbox"/>	危令26	
貯蔵取扱い	4 許可届出危険物(品名・数量・倍数)の状況	<input type="checkbox"/>	法10-3危令24	
	5 危険物の貯蔵、取扱いの遵守状況	<input type="checkbox"/>	法10-3危令24	
構 造	タンク本体	6 変形、損傷、腐食、塗装等の状況	<input type="checkbox"/>	法10-4
		7 固定状況	<input type="checkbox"/>	法10-4
	防護枠	8 変形、損傷、腐食の状況	<input type="checkbox"/>	法10-4
	側面枠	9 変形、損傷、腐食の状況	<input type="checkbox"/>	法10-4
	配管・弁	10 変形、損傷、腐食の状況及び弁の機能状況	<input type="checkbox"/>	法10-4
	マンホール・注入口	11 変形、損傷、腐食の状況	<input type="checkbox"/>	法10-4
	計量口	12 変形、損傷、腐食、パッキンの状況	<input type="checkbox"/>	法10-4
	可燃性蒸気回収設備	13 変形、損傷、腐食の状況及び機能状況	<input type="checkbox"/>	法10-4
	安全装置(弁)	14 変形、損傷、腐食の状況及び機能状況	<input type="checkbox"/>	法10-4
	接地導線	15 損傷及び機能状況	<input type="checkbox"/>	法10-4
表 示	緊急レバー	16 損傷及び機能状況	<input type="checkbox"/>	法10-4
	注入ホース	17 損傷及び機能状況	<input type="checkbox"/>	法10-4
	結合金具	18 変形、損傷、腐食、パッキンの状況	<input type="checkbox"/>	法10-4
	給油設備	19 機能及び維持管理状況	<input type="checkbox"/>	法10-4
標 識	20 取付け位置、形状等	<input type="checkbox"/>	法10-4	
表 示	品名・数量	21 表示の位置、記載内容等	<input type="checkbox"/>	法10-4
	緊急レバー	22 表示の位置等	<input type="checkbox"/>	法10-4
	消火器	23 維持管理状況	<input type="checkbox"/>	法10-4
	その他	24	<input type="checkbox"/>	
指 導 事 項	<input type="checkbox"/> 危険物施設の位置、構造又は設備を変更するときは、必ず変更許可申請を行い、許可後実施してください。 <input type="checkbox"/> タンクについて実施した加圧検査等の結果は、検査終了後遅滞なく、 まで提出してください。			
備 考				
凡 例 <input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当 根拠法令の略称 法 (消防法) 危令 (危険物の規制に関する政令) 問い合わせ先 電話番号				

様式第 2 号の 4 を次のとおり改める。

様式第 2 号の 4 (第 20 条第 1 項関係)

年 月 日

様

検査員 所属

階級

氏名

印

立入検査結果通知書 (改善指示書)

あなたの(所有・管理・占有)する次の消防対象物() について、 年 月 日 消防法第 4 条・第 16 条の 5 の規定に基づく立入検査を実施した結果、下記のとおり消防法令上不備があるので、速やかに改善されるように指示します。

この通知に基づき改善(計画)した事項について 年 月 日までに別紙、改善回答書を熊本市 あて提出してください。なお、改善(計画)事項について回答されない場合は、消防法に基づく措置をとることがあります。

記

名 称			
所在地			
	指 摘 事 項 等	根拠法令・摘 要	
指 導 事 項	<input type="checkbox"/> 消防用設備等は、正常に機能するよう保守管理に努めてください。 <input type="checkbox"/> 消防用設備等については法令に基づく定期点検を実施し、その結果を(1年・3年)に1回報告する必要があります。次回は 年 月 日までに報告してください。 <input type="checkbox"/> 法第 8 条の消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練を定期的の実施してください。 <input type="checkbox"/> 法第 8 条の消火訓練及び避難訓練は年に 2 回以上実施してください。なお、訓練を実施する場合、防火管理者は、あらかじめ消防署へ訓練の連絡を行ってください。 <input type="checkbox"/> 危険物施設の位置、構造又は設備を変更するときは、必ず変更許可申請を行い許可後実施してください。 <input type="checkbox"/> 地下タンク及び地下埋設配管について実施した加圧検査等の結果は、検査終了後遅滞なく、 まで提出してください。		
備 考	1 内容事項に不明な点があるときは連絡してください。 熊本市消防局 課・消防署 班・出張所 連絡先電話 ()	立会者	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	2 法令の略称 法(消防法)、令(消防法施行令)、則(消防法施行規則)、危令(危険物の規制に関する政令)、危則(危険物の規制に関する規則)、条例(熊本市火災予防条例)	<input type="checkbox"/> 検査項目一覧表を添付します。	

様式第 3 号(控)及び様式第 3 号の 2(控)を削る。
 様式第 6 号を次のように改める。

様式第 6 号 (第 28 条第 2 項、第 31 条第 3 項関係)

年 月 日

消 防 局 長 様

(予防課長)

(消防署長)

(課)

(係)

(出張所)

階級

氏名

印

違 反 調 査 報 告 書

違 反 者					
対 象 物 の 状 況	所 在				
	名 称		構 造 ・ 規 模		
	用 途		管 理 番 号		
違 反 事 実					
違 反 条 項					
違 反 の 発 生 事 由 〔経過・背景〕 〔関係者の〕 〔動向等〕					
過 去 の 違 反 処 理 経 過					
参 考 事 項 (立入検査経過等)					
違 反 処 理 の 内 容 〔警告・命令〕 〔留保の理由〕 〔免状返納要請措置等〕					行政手続法 の 適 用
					1 弁 明 2 不 要

備考 行政手続法の適用欄は、命令を行う場合には該当番号を○印で囲むこと。

様式第 8 号を次のように改める。

様式第 8 号（第 31 条第 1 項関係）

提出日 年 月 日

あて

履行義務者

住 所

氏 名

〔 法人の場合は、名
称及び代表者氏名 〕

Ⓜ

改 善 （ 計 画 ） 報 告 書

年 月 日付け 第 号で交付を受けた警告書に基づく違反指摘事項の
改善（計画）については、次のとおりです。

違 反 指 摘 事 項	年 月 日		計 画 の 具 体 的 内 容 等
	改 善	計 画	

(注)

- ① 年月日欄の改善には、既に改修が終了したものの日付を記入してください。
- ② 年月日欄の計画には、これから改修を行う予定の日付を記入してください。
- ③ 記載箇所不足が生じた場合は、用紙を追加してください。

本件についての連絡先

(連絡先所在地)

熊本市消防局予防課 (消防署) (電話)

様式第 10 号を次のように改める。

様式第 10 号（第 35 条関係）

消防法による命令の公告

防火対象物の所在地

防火対象物の名称

命令を受けた者

この は、消防法第 条に基づき 年 月 日、下記
のとおり命令したものである。

記

命令事項

年 月 日

熊 本 市 長

（熊本市消防局長）

（熊本市 消防署長）

注 意

- 1 この標識は、消防法第 条 第 項の規定に基づき設置したものである。
- 2 この標識を損壊した者は、公文書毀棄罪により罰せられることがある。

様式第 11 号を次のように改める。

様式第 11 号(第 38 条関係)

第 年 月 日 号

催 告 書

(住 所)

(氏 名)

様

熊本市長

㊟

(熊本市消防局長

㊟)

(熊本市

消防署長

㊟)

1 所在地

2 名 称

3 用 途

上記対象物については、 年 月 日 達 第 号をもって命令した事項
(別添命令書の写し) を履行していないので、速やかに、履行するよう催告します。

本件についての連絡先

(連絡先所在地)

熊本市消防局予防課 (

消防署)

(電話)

様式第 20 号を次のように改める。

様式第 20 号 (第 48 条第 3 項第 4 号関係)

第 号
年 月 日

代執行執行責任者証

熊本市消防局
(熊本市 消防署)
階級・氏名

上記の者は、下記の行政代執行の執行責任者であることを証明する。

年 月 日

熊本市消防局長 (印)
(熊本市 消防署長 (印))

記

1 代執行をなすべき事項
代執行令書 (年 月 日付け 達 第 号) 記載の

2 代執行をなすべき期日
年 月 日 時 分から

様式第 21 号を次のように改める。

様式第 21 号（第 52 条関係）

消防局公告第 号

消防法による物件の除去等の公告

次の物件は、 と認めるので、当該物件の所有者、
管理者又は占有者で権原を有する者は、 年 月 日までに、当該物件を
してください。

この期限までに しないときは、消防職員が します。

消防法第 5 条の 3 の規定に基づき、公告します。

(物件の表示)

防火対象物の所在

防火対象物の名称

種別及び数量

様式第 36 号を次のように改める。

様式第 36 号 (第 59 条第 2 項関係)

立入検査等の記録簿

実施(提出)日	種 別				実施者(全員)	指示有無	備考	
年 月 日	<input type="checkbox"/> 立入検査	<input type="checkbox"/> 通常	<input type="checkbox"/> 特別			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
		<input type="checkbox"/> 法令	<input type="checkbox"/> 追跡					
	<input type="checkbox"/> 違反処理()					検査範囲		<input type="checkbox"/> 全体 ・ <input type="checkbox"/> 部分
	<input type="checkbox"/> 予防巡回					通知書種別		
<input type="checkbox"/> 文書指導				文書種別	<input type="checkbox"/> 防管 ・ <input type="checkbox"/> 消計 ・ <input type="checkbox"/> 点検			
年 月 日	<input type="checkbox"/> 立入検査	<input type="checkbox"/> 通常	<input type="checkbox"/> 特別			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
		<input type="checkbox"/> 法令	<input type="checkbox"/> 追跡					
	<input type="checkbox"/> 違反処理()					検査範囲		<input type="checkbox"/> 全体 ・ <input type="checkbox"/> 部分
	<input type="checkbox"/> 予防巡回					通知書種別		
<input type="checkbox"/> 文書指導				文書種別	<input type="checkbox"/> 防管 ・ <input type="checkbox"/> 消計 ・ <input type="checkbox"/> 点検			
年 月 日	<input type="checkbox"/> 立入検査	<input type="checkbox"/> 通常	<input type="checkbox"/> 特別			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
		<input type="checkbox"/> 法令	<input type="checkbox"/> 追跡					
	<input type="checkbox"/> 違反処理()					検査範囲		<input type="checkbox"/> 全体 ・ <input type="checkbox"/> 部分
	<input type="checkbox"/> 予防巡回					通知書種別		
<input type="checkbox"/> 文書指導				文書種別	<input type="checkbox"/> 防管 ・ <input type="checkbox"/> 消計 ・ <input type="checkbox"/> 点検			
年 月 日	<input type="checkbox"/> 立入検査	<input type="checkbox"/> 通常	<input type="checkbox"/> 特別			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
		<input type="checkbox"/> 法令	<input type="checkbox"/> 追跡					
	<input type="checkbox"/> 違反処理()					検査範囲		<input type="checkbox"/> 全体 ・ <input type="checkbox"/> 部分
	<input type="checkbox"/> 予防巡回					通知書種別		
<input type="checkbox"/> 文書指導				文書種別	<input type="checkbox"/> 防管 ・ <input type="checkbox"/> 消計 ・ <input type="checkbox"/> 点検			
年 月 日	<input type="checkbox"/> 立入検査	<input type="checkbox"/> 通常	<input type="checkbox"/> 特別			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
		<input type="checkbox"/> 法令	<input type="checkbox"/> 追跡					
	<input type="checkbox"/> 違反処理()					検査範囲		<input type="checkbox"/> 全体 ・ <input type="checkbox"/> 部分
	<input type="checkbox"/> 予防巡回					通知書種別		
<input type="checkbox"/> 文書指導				文書種別	<input type="checkbox"/> 防管 ・ <input type="checkbox"/> 消計 ・ <input type="checkbox"/> 点検			
年 月 日	<input type="checkbox"/> 立入検査	<input type="checkbox"/> 通常	<input type="checkbox"/> 特別			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
		<input type="checkbox"/> 法令	<input type="checkbox"/> 追跡					
	<input type="checkbox"/> 違反処理()					検査範囲		<input type="checkbox"/> 全体 ・ <input type="checkbox"/> 部分
	<input type="checkbox"/> 予防巡回					通知書種別		
<input type="checkbox"/> 文書指導				文書種別	<input type="checkbox"/> 防管 ・ <input type="checkbox"/> 消計 ・ <input type="checkbox"/> 点検			
年 月 日	<input type="checkbox"/> 立入検査	<input type="checkbox"/> 通常	<input type="checkbox"/> 特別			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
		<input type="checkbox"/> 法令	<input type="checkbox"/> 追跡					
	<input type="checkbox"/> 違反処理()					検査範囲		<input type="checkbox"/> 全体 ・ <input type="checkbox"/> 部分
	<input type="checkbox"/> 予防巡回					通知書種別		
<input type="checkbox"/> 文書指導				文書種別	<input type="checkbox"/> 防管 ・ <input type="checkbox"/> 消計 ・ <input type="checkbox"/> 点検			
年 月 日	<input type="checkbox"/> 立入検査	<input type="checkbox"/> 通常	<input type="checkbox"/> 特別			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
		<input type="checkbox"/> 法令	<input type="checkbox"/> 追跡					
	<input type="checkbox"/> 違反処理()					検査範囲		<input type="checkbox"/> 全体 ・ <input type="checkbox"/> 部分
	<input type="checkbox"/> 予防巡回					通知書種別		
<input type="checkbox"/> 文書指導				文書種別	<input type="checkbox"/> 防管 ・ <input type="checkbox"/> 消計 ・ <input type="checkbox"/> 点検			

(熊本市消防局予防技術資格者認定等事務取扱規程の一部改正)

第 13 条 熊本市消防局予防技術資格者認定等事務取扱規程（平成 18 年消防局訓令第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「係」を「班」に改める。

附則に次の見出し及び 1 項を加える。

（高遊原南消防組合の消防事務の移管及び宇城広域連合からの脱退に伴う経過措置）

3 この訓令の施行の際、現に消防事務受託前の旧高遊原南消防組合又は脱退前の宇城広域連合において、それぞれ認定を受けた予防技術資格者の資格については、それぞれこの訓令の相当規定によりなされたものとみなす。

様式第 1 号を次のように改める。

様式第 1 号

年 月 日

予防技術資格者認定申請書

熊本市消防局長 様

所 属

階級・氏名

印

熊本市消防局予防技術資格者認定等事務取扱規程第 4 条第 1 項の規定により、予防技術資格者[専門員]の認定を申請します。

1 職員コード・氏名

2 予防業務経験年数及び業務内容

3 予防技術検定合格状況

(熊本市消防局起震車運用管理要綱の一部改正)

第 1 4 条 熊本市消防局起震車運用管理要綱(昭和 6 3 年消防局訓令第 1 8 号)の一部を次のように改正する。

題名中「要綱」を「規程」に改める。

第 1 条中「要綱」を「規程」に、「起震車を活用」を「熊本市消防局(以下「消防局」という。)が所有する起震車を使用」に、「と管理」を「及び適正な維持管理」に、「必要」を「、必要」に改める。

第 2 条見出し中「意義」を「定義」に改め、同条中「要綱」を「規程」に改め、同条第 1 号中「資器材」を「及び関係資機材」に改め、同条第 2 号中「職員」の次に「(以下「職員」という。)」を加える。

第 3 条中「予防課長」を「消防局予防課長」に改める。

第 4 条見出し中「及び指導広報員」を削り、同条中「使用する」を「指導広報員の」に改め、同条に次の 1 項を追加する。

2 指導広報員は、所属長が指定した職員をもって充てる。

第 5 条を次のように改める。

(起震車の操作)

第 5 条 起震車の運行操作は、指導広報員が 2 人以上で行い、安全管理に十分注意しなければならない。

2 起震車による人工起震を行う場合の体験者の定員は、1 回につき 4 人までとする。

第 6 条を次のように改める。

(指導対象)

第 6 条 起震車による指導の対象は、次に掲げるものとする。

- (1) 消防局管轄区域及び植木地域(以下「管轄区域等」という。)において行われる防災訓練等の行事
- (2) 前号以外の熊本県内で行われる地方公共団体が主催する防災訓練等で、起震車による指導の要請があった行事
- (3) その他消防局長(以下「局長」という。)が必要と認めるもの

第 7 条を次のように改める。

(申請手続)

第 7 条 前条第 1 号により起震車を使用する指導広報員は、起震車運用予約及び報告表(様式第 1 号)に記載し予約を申請するものとする。

2 前条第 2 号により起震車出向を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、出向日の 1 0 日前までに起震車出向申請書(様式第 2 号)により熊本市長に申請するものとする。

第 8 条を削る。

第 9 条見出しを「(出向の可否)」に改め、同条中「要請」を「申請」に改め、「、行事内容等を検討し」を削り、「要否」を「可否」に、「決定して」を「判断し」に、「要請者」を「申請者」に改め、「諸般の事情により」を削り、同条を第 8 条とする。

第 1 0 条見出し中「計画」を「管理」に改め、同条中「毎月末に翌月分の起震車の運用計画書(様式第 2 号)を作成しなければならない」を「起震車の運用等について適正に管理するものとする」に改め、同条を第 9 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

(費用負担)

第 1 0 条 申請者は、起震車の出向に係る費用負担について熊本市長と協定を締結するものとする。

2 前項の費用負担については、別に定める基準によるものとする。

第 1 1 条中「地震に関する指導を実施した場合は、起震車運用報告書(様式第 3 号)により」を「毎月 1 0 日までに運用状況を」に改める。

第 1 2 条中「、終業時」を「及び終業時」に改める。

第 13 条中「の装備」を削る。

第 14 条を削る。

第 15 条中「要綱」を「規程」に改め、「局長が」を削り、同条を第 14 条とする。

様式第 1 号を次のように改める。

様式第1号
起震動車運用予約及び報告表

【 年 月分】

日	曜	使用予定時間		担当 (署・課・部・所)	担当者名	申請 年月日	行事名	実施場所又は対象物名称	参加予定人数		参加実施人数		備考	
		～	～						大人	小学生以下	大人	小学生以下		
		午前	～						大人	小学生以下	合計	人	人	
		午後	～						大人	小学生以下	合計	人	人	
		午前	～						大人	小学生以下	合計	人	人	
		午後	～						大人	小学生以下	合計	人	人	
		午前	～						大人	小学生以下	合計	人	人	
		午後	～						大人	小学生以下	合計	人	人	
		午前	～						大人	小学生以下	合計	人	人	
		午後	～						大人	小学生以下	合計	人	人	
		午前	～						大人	小学生以下	合計	人	人	
		午後	～						大人	小学生以下	合計	人	人	
		午前	～						大人	小学生以下	合計	人	人	
		午後	～						大人	小学生以下	合計	人	人	
		午前	～						大人	小学生以下	合計	人	人	
		午後	～						大人	小学生以下	合計	人	人	
		午前	～						大人	小学生以下	合計	人	人	
		午後	～						大人	小学生以下	合計	人	人	

様式第 2 号を次のように改める。

様式第 2 号

起震車出向申請書

年 月 日

熊 本 市 長 様

申請者

印

下記により、起震車による指導を要請しますので、よろしくお願ひします。

記

- 1 行事名
- 2 日 時
- 3 場 所
- 4 参加予定人数
- 5 その他

備 考
連絡先

担当者名等

電話番号

様式第 3 号を削る。

(熊本市火災調査規程の一部改正)

第 15 条 熊本市火災調査規程（平成 6 年消防局訓令第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の次に次の 1 条を加える。

（用語の定義）

第 1 条の 2 この規程に用いる用語の意義は、火災報告取扱要領（平成 6 年 4 月 21 日付け消防防災第 100 号）によるほか、この規程に定めるところによる。

第 3 条第 1 項中「火災の」を「火災が」に、「地域」を「場所」に、「とする」を「が有する」に改める。

第 4 条見出し中「の指名」を削り、同条第 1 項中「局長及び署長は、」を削り、「を実施するため、」を「は、消防局及び消防署の」に、「を指名しなければならない」を「が行う」に改め、同条第 3 項を第 5 項とし、同条第 2 項中「局長が指名した」を「局」に改め、「（以下「局調査員」という。）」を削り、「その署」を「所属する消防署の」に改め、同項を第 4 項とし、第 1 条の次に次の 2 項を追加する。

2 消防局の調査員（以下「局調査員」という。）は、予防課火災調査室員とする。

3 消防署の調査員（以下「署調査員」という。）は、署長が指名する。

第 5 条中、「局調査員にあつては予防課長が、署調査員にあつては署長」を「現場最高指揮者」に「行う」を「執る」に改める。

第 6 条第 2 項中「局長が本部長となり」を「本部長に局長をもって充て、当該」に「指揮に当たる」を「指揮を執る」に改める。

第 9 条第 2 項第 3 号中「連絡」を「連携」に、「相互」を「、相互」に改め、同項第 4 号中「するとともに、特に年少者については、これらの者の将来を十分考慮し、不用意な言動を避け、いたずらに心を動揺させては」を「しなければ」に改める。

第 11 条中「火災の」を「火災による」に、「損害調査」を「損害の調査」に改める。

第 12 条に見出しとして「（調査担当の区分）」を付し、同条中「火災調査は」を「火災調査の担当区分は、」に改め、同条第 1 号中「焼損」を「火元焼損」に、「局調査員」を「、局調査員」に改め、同条第 2 号中「すべて」を「全て」に、「署調査員」を「、署調査員」に改める。

第 13 条見出し中「消防職員」を「調査」に改め、同条中「必要がある」の次に「と認める」を「消防職員」の次に「（以下「職員」という。）」を加える。

第 15 条中「必要がある」の次に「と認める」を加える。

第 17 条見出しを「（消防警戒区域等の設定等）」に改め、同条第 1 項中「消防隊の指揮者及び隊員」を「現場最高指揮者及び隊員」に、「あたつては」を「当たつては」に、「はらい」を「払い」に改め、同項を第 3 項とし、同条第 2 項中「時」を「とき」に改め、同項を第 4 項とし、同条に第 1 項及び第 2 項として次の 2 項を加える

熊本市消防局警防規程（平成 26 年消防局訓令第 5 号）第 2 条に規定する現場最高指揮者及び警防隊員（以下「隊員」という。）は、火災調査のため必要があると認める範囲において、法第 28 条第 1 項の規定により消防警戒区域を設定し、現場保存に努めるものとする。

2 前項の規定による消防警戒区域の設定は、所轄警察官、海上保安官等（以下「警察官等」という。）と連携を密にして行うものとする。

第 18 条を次のように改める。

第 18 条 削除

第 19 条見出し中「現場保存」を「消防警戒」に改め、同条第 1 項中「予防課長又は署長」を「現場最高指揮者」に、「より現場保存」を「の規定による消防警戒」に、「の監視」を「を監視」に改め、同条第 2 項中「者」を「隊員」に、「の移動」を「を移動し」に改める。

第 20 条第 1 項中「消防」を削り、「速やかに」を「直ちに」に改め、「その旨を」を削り、同条第 2 項中「及び」を「にその旨を報告するとともに、火災現場に在る」に、「とともに」を「等

の」に改める。

第 21 条中「物」を「物件」に、「調査資料」を「調査資料」に改める。

第 22 条中「なければならない」を「るものとする」に改める。

第 23 条中「ため」を「ために」に、「しなければならない」を「するものとする」に改める。

第 24 条第 2 項中「写真」を「写真台帳（様式第 18 号）」に、「貼付」を「添付」に改め、同条第 3 項中「火災出場時の見分調書」を「これ」に改める。

第 25 条第 2 項中「努めて関係者（法第 2 条第項に規定する関係者をいう。以下同じ。）の立ち会いのもとに行わなければならない」を「関係のある者の立会いの下に行わなければならない。ただし、関係のある者の不在等でやむを得ないときは、警察官等、関係のある者の近親者その他適切な者を立ちあわせて行うことができる」に改め、同条第 4 項中「実況見分調書には、」の次に「写真台帳（様式第 18 号）及び」を加え、「及び写真」を削り、「貼付」を「添付」に改め、同項を第 5 項とし、同条第 3 項中「場合」を「場合において」に改め、同項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 立会人の選定に当たっては、見分場所又は物件に直接関係する者を優先するものとする。

第 26 条第 1 項を削り、同条第 2 項中「その」を削り、「及び」を「や」に、「など」を「等」に改め、同項を第 1 項とする。

第 27 条見出し中「排除」を「禁止」に改め、第 1 項中「など」を「等」に改める。

第 28 条第 2 項中「なければならない」を「るものとする」に改める。

第 29 条見出し中「矛盾」を「矛盾等」に改め、同条中「なければならない」を「るものとする」に改める。

第 30 条第 1 項中「なければならない」を「るものとする」に改め、同条第 2 項中「聞かせ」を「聞かせて」に、「確かめさせ」を「確認させた後」に改め、同条第 3 項中「なければならない」を「るものとする」に改める。

第 31 条中「なければならない」を「るものとする」に改める。

第 32 条第 1 項中「関係のある者に対する」を削り、「質問に」を「質問を行うに」に改める。

第 33 条中「必要がある」の次に「と認める」を加える。

第 35 条中「なければならない」を「るものとする」に、「認められる」を「認める」に改める。

第 37 条第 1 項中「状況、」を「状況」に改める。

第 39 条中「調査資料が」を「調査資料の鑑定に」に、「鑑定を必要とする」を「協力が必要であると認める」に改める。

第 40 条を次のように改める。

第 40 条 削除

第 41 条見出し中「調査結果」を「原因判定」に、「検討」を「原則」に改め、同条中「原因調査を行う」を削り、「調査員は、」の次に「原因調査を行う際には」を加え、「及び資料等」を「資料等」に改める。

第 42 条第 1 項中「前条」を「調査員は、前条」に改める。

第 43 条第 1 項中「少年」の次に「（18 歳未満の者をいう。以下同じ。）」を加え、同条第 2 項を削る。

第 44 条中「少年」を「調査員等は、少年」に、「もつて」を「もって」に改める。

第 45 条及び第 46 条の規定中「少年」を「調査員等は、少年」に改める。

第 47 条見出し中「署名」を削り、同条中「調査」を「調査員等は、調査」に改め、「署名」を削る。

第 48 条中「かかわらず」の次に「局長又は署長は」を加え、「ため」を「ために」に、「とき又は」を「場合において」に改める。

第 49 条見出し中「告知」の次に「等」を加え、同条第 1 項中「少年の関係する」を「局長又は署長は、少年の関係する」に、「方法」を「情報」に、「用い」を「提供し」に改める。

第 50 条中「そう失」を「喪失」に、「こう弱」を「耗弱等」に改め、「障害者」の次に「等」を加える。

第 53 条第 1 項中「署長」を「調査員等」に、「しなければならない」を「するものとする」に改め、同条第 2 項中「(平成 6 年 4 月 21 日付け消防災第 100 号消防長官通知)」を削る。

第 54 条中「しなければならない」を「するものとする」に改める。

第 55 条見出し中「速報」を「火災調査書」に改め、同条中「火災速報(様式第 16 号)により、その概況を直ちに局長に速報しなければならない。」を「火災調査書(様式第 16 号)により、速やかにその概要を局長に報告するものとする。」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 前項の報告は、支援情報管理装置(NEHOAP)の入力によるものとする。

第 57 条見出し中「防ぎよ」を「防御」に改め、同条第 1 項中「(昭和 51 年消防局訓令第 6 号)」を削り、「消防隊又は救急隊」を「警防隊」に改め、「現場」を削り、同項第 2 号及び第 3 号中「防ぎよ」を「防御」に改め、同条第 2 項中「については、」の次に「法第 8 条に該当する」を加え、「管理者を必要とする」を削り、「対象物」の次に「の火災の場合」に改め、同条第 3 項中「防ぎよ」を「防御」に、「おいては」を「については」に改め、「出場に際し」を削り、「放水しなかった」の次に「火災の」を加える。

第 58 条中「による損壊面積」を削り、「ときは」の次に「、」を加える。

第 59 条第 1 項中「作成し、」の次に「火災報告書(様式第 1 号)、火災損害調査書(様式第 15 号)及び火災調査書(様式第 16 号)の各写しとともに、」を加え、同条第 2 項中「死者」の次に「(30 日死者を含む。)」を加え、同条第 3 項を削る。

第 61 条見出し中「火災原因に関する」を「照会等の」に改め、同条第 1 項を次のように改める。

捜査機関、司法機関その他関係機関から調査事項に関する照会が行われた場合は、局長又は署長が回答するものとする。

第 62 条中「すべての所轄署長がこれを」を「、火災が発生した時点において、発生した場所を管轄する消防署において」に、「しなければならない」を「するものとする」に改める。

第 65 条中「別に」を「、別に」に改める。

様式第 1 号(その 1) 中

「

熊本市火災番号	発 第 号
	年 月 日

」

を

「

火災番号	

」

に改め、

「

責任者	職業・氏名・年齢

」

を削る。

様式第 1 号(その 2) 中

「共同防火管理」を「統括防火管理」に改める。

様式第 2 号中

「※ 記載事項

- 1 出場途上における見分状況 2 現場到着時における見分状況 3 防ぎよ中における見分状況」を削る。

様式第 3 号中

「

出 火 場 所	熊本市
---------	-----

」

を

「

出 火 場 所	
---------	--

」

に改め、

「

責 任 者	住 所			
	職 業		生年月日	年 月 日
	氏 名		年 齡	歳

」

を削る。

様式第 4 号を次のように改める。

様式第 4 号

質 問 調 書 (第 回)	
出 火 日 時	年 月 日 時 分頃
出 火 場 所	
被 質 問 者	住 所
	職 業
	氏名・年齢 年 月 日生 (歳)
質 問 日 時	年 月 日 時 分 ～ 時 分
質 問 場 所	
上記火災について、本職はあらかじめ供述を拒むことができる旨を告げて質問したところ、任意に次のとおり供述した。	
供 述 内 容	

様式第 5 号中

「

質 問 場 所	
質 問 日 時	年 月 日 時 分 ～ 時 分
被質問者の住所	
被質問者職氏名年齢	年 月 日生 (歳)
質問者所属階級氏名	印

」

を

「

被 質 問 者	住 所	
	職 業	
	氏名・年齢	年 月 日生 (歳)
質 問 日 時		年 月 日 時 分 ～ 時 分
質 問 場 所		
質問者所属・階級・氏名		

」

に改める。

様式第 16 号 (その 1) を次のように改める。

様式第 16 号 (その 1)

火 災 調 査 書

災害番号 ()

火 災 番 号		学 校 名		調 査 担		署 所 担 当 者		
		分 団 名		当 署 所		調 査 室 担 当 者		
火 災 種 別				爆 発		管 外	管 内	
火 元	出 火 場 所							
	名 称		用 途		6 5 歳 以 上			
	構 造				延 面 積	㎡		
	住 宅 火 災 警 報 器			住 警 器 奏 功			救 助	
	責 任 者	住 所		職 業		氏 名	年 齢	歳
関 係 時 刻	覚 知 方 法		出 火 時 刻	月 日 時 分	入 電 時 刻	月 日 時 分		
	指 令 時 刻	月 日 時 分	現 着 時 刻	月 日 時 分	放 水 開 始 時 刻	月 日 時 分		
	特 命 時 刻	月 日 時 分	時 刻	月 日 時 分	第 2 指 令 時 刻	月 日 時 分		
	第 3 指 令 時 刻	月 日 時 分	鎮 圧 時 刻	月 日 時 分	鎮 火 時 刻	月 日 時 分		
気 象 関 係	天 気 :	風 向 :	風 速 :	m	警 報 ・ 注 意 報			
発 見 ・ 通 報 ・ 初 期 消 火 状 況	発 見 者	住 所		職 業		氏 名	年 齢	歳
	通 報 者	住 所		職 業		氏 名	年 齢	歳
	初 期 消 火 者	住 所		職 業		氏 名	年 齢	歳
	初 期 消 火 器 具							
初 期 消 火 状 況								

様式第 16 号 (その 2) を次のように改める。

様式第 16 号 (その 2)

出火箇所											
原 因											
現着時の 現場 の状況											
消防隊 の活動 状況											
死 傷 者	住 所	職 業	氏 名	年齢	性別	傷 病 名	傷病 程度	収 容 先			
被 害 物	建	火 元	延 焼 に よ る 焼 損 棟 数				合 計	火元焼損床面積	㎡		
			全 焼 (全壊)	半 焼 (半壊)	部分焼 (部分壊)	ぼ や		火元焼損表面積	㎡		
	り 災 世 帯 人 員					棟	類焼焼損床面積	㎡			
		全 損	半 損	小 損	合 計		類焼焼損表面積	㎡			
							世 帯	合計焼損床面積	㎡		
							人	合計焼損表面積	㎡		
内 損 害	車 両		林 野		船 舶		航空機		その他		
	建 物	建 物		林 野		車 両		船 舶			
		円		円		円		円			
		航空機		そ の 他		損 害 見 積 額 合 計					
円		円		円							
出場合計		常備合計	局	中央署	東署	西署	南署	益城西原	消防団	警察	その他
人 員	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
車 両	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台
消防団内訳 及び非番員											

様式第 17 号 (その 1) 中

「

出火場所	熊本市
------	-----

」

を

「

出火場所	
------	--

」

に改め、

「

共同防火管理者住所・氏名・年齢

を

「

統括防火管理者住所・氏名・年齢

」

に改める。

様式第 17 号 (その 2) の次に次の 2 様式を加える。

様式第 18 号 (その 1)

写 真 台 帳	
出火日時	年 月 日 時 分頃
出火場所	
作成日	年 月 日
撮影者	所 属
階級・氏名	印
<div style="border: 1px dashed black; padding: 20px;"><p>(写真) 横 (高さ 80~90mm × 120~130mm)</p></div>	

様式第 18 号 (その 2)

(写真) 縦
(高さ120~130mm×80~90mm)

(写真) 横
(高さ80~90mm×120~130mm)

様式第 19 号 (その 1) 及び様式第 19 号 (その 2) 中「防ぎよ」を「防御」に改める。

様式第 21 号中

「

出 火 場 所	熊本市
---------	-----

」

を

「

出 火 場 所	
---------	--

」

に改め、

「

出 火 場 所	熊本市			
責任者	住 所			
	職 業		生年月日	年 月 日
	氏 名		年 齡	歳
上記の火災について次のとおり調査し、火災原因を判定した。 年 月 日 所 属 熊本市 階級・氏名 印				

」

を

「

出 火 場 所				
上記の火災について次のとおり調査し、火災原因を判定した。 年 月 日 所 属 階級・氏名 印				

」

様式第 2 1 号 (その 1) 中「様式第 2 1 号 (その 1)」を「様式第 2 1 号」に改め、様式第 2 1 号 (その 2) を削る。

様式第 2 2 号中「熊本市 消防署長」を「 消防署長」に改める。

様式第 2 3 号中「死者の調査票」を「死者の調査表」に、「共同防火管理者」を「統括防火管理者」に改める。

(熊本市消防局非常災害基本計画の一部改正)

第 1 6 条 熊本市消防局非常災害基本計画 (平成 1 3 年消防局訓令第 1 号) の一部を次のように改正する。

第 1 条中「熊本市地域防災計画」の次に「、益城町地域防災計画及び西原村防災計画 (以下「市町村防災計画」という。)」を加える。

「第 2 章 消防局対策部の組織」を「第 2 章 消防局対策部」に改める。

第 2 条中「消防局対策部」の次に「 (以下「対策部」という。)」を加え、「ものと」を「もの」とし、熊本市、益城町又は西原村に災害対策本部 (以下「市町村対策本部」という。) が設置された場合も同様と」に改め、同条第 2 項中「消防局対策部」を「対策部」に改め、ただし書を削り、同条第 3 項中「消防局対策部」を「対策部」に改め、「対策本部」の次に「 (以下「市対策本部」をいう。)」を加え、「に統合し、非常災害のおそれなくなった場合は、対策部長がこれを解散」を「と連携し活動するものと」に改め、同条に次の 1 項を加える。

4 非常災害による被害のおそれなくなった場合は、対策部長がこれを解散する。

第 3 条から第 5 条までの規定中「消防局対策部」を「対策部」に改める。

第 6 条を次のように改める。

(非常災害体制)

第 6 条 非常災害体制とは、非常災害が発生し、又は非常災害が発生するおそれのある場合において、「非常災害」指令により「地区隊」で部隊運用する体制をいい、次の各号に掲げる種別とする。ただし非常災害とは別に発生した火災、救急、救助、警戒等の災害における部隊運用は、情報司令課において実施するものとする。

(1) 臨時非常災害体制

対策部が設置されていない場合において、司令管制長及び各署の現場最高指揮者が、通常の部隊運用では支障をきたすおそれがあると認めたとときに発令し、現場最高指揮者が部隊運用する体制をいう。

(2) 第一非常災害体制

対策部が設置され、対策部長が通常の消防部隊運用では対処できないと認めたとときに発令し、地区隊長が部隊運用する体制をいう。

(3) 第二非常災害体制

市町村対策本部が設置され、対策部長が管轄区域 (以下「管内」という。) で発生する災害が異常な事態になると認められた場合又は消防部隊を大規模な範囲で運用する必要があると認められた場合に発令し、対策部長が部隊運用する体制をいう。

第 8 条見出し中「設置」を「招集」に改め、同条第 1 項中「消防局対策部」を「情報司令課長と協議のうえ、対策部」に改め、「活動」を削り、「初動対応班」の次に「の全部又は一部」を加え、「。この場合において、災害の状況により、初動対応班のうち班長のみを招集することができる」を削り、同条第 2 項第 1 号中「市域」を「管内」に改め、同項第 2 号中「。なお、この場合において、情報司令課長は消防課長と協議し招集時期を決定するものとする。ただし、夜間、休日等にあつては、情報司令課において決定するものとする」を削る。

第 9 条中「したとき」を「した場合」に、「熊本市災害対策本部又は熊本市水防本部若しくは」を「市対策本部 (熊本市災害警戒本部又は熊本市水防本部を含む。)」に改め、「連絡要員」の次に「 (以下「連絡要員」という。)」を加え、「情報収集連絡要員」を「派遣要員及び連絡要員」

に改め、「別表第 2 に掲げる局員のうちから」を削り、同条に次の 2 項を加える。

2 局長は、益城町又は西原村において、災害が発生したとき又は災害が発生するおそれがある場合において、必要に応じて、市町村対策本部（災害対策本部設置前の水防本部含む。）に、情報収集及び連絡調整のための連絡要員を、益城西原消防署から派遣するものとする。ただし、派遣要員及び連絡要員は、あらかじめ指定しておくものとし、状況に応じて対策部からの応援派遣もできるものとする。

3 情報司令課長は、警報発令など必要に応じて、情報収集及び連絡調整のため、管理調整員を情報司令課内に待機させるものとする。ただし、管理調整員はあらかじめ指定しておくものとする。

第 10 条第 1 号中「消防局対策部」を「対策部」に改め、同号オ中「増強」の次に「（他の防災機関への応援要請を含む）」を加え、同号ク中「動向」の次に「及び避難の必要性」を加える。

第 11 条第 1 項中「消防局対策部」を「対策部」に改め、同条第 2 項中「管轄区域内」を「管内」に改める。

第 18 条第 3 項中「非常招集発令簿（様式第 1 号）」を「非常招集発令・参集状況表（様式第 1 号）」に改める。

第 19 条第 2 項中「直ちに」を削り、「上司」を「直ちに上司」に改め、第 3 項中「非常招集参集状況表（様式第 2 号）」を「非常招集発令・参集状況表（様式第 1 号）」に改める。

第 20 条見出し中「招集」を削り、同条中「訓練」の次に「又は実働訓練」を加える。

第 22 条第 2 号イ中「救助、救急」を「の救急、救助」に改め、同号イ(ア)中「災害対策本部」を「市町村対策本部」に改め、同号イ(イ)中「等」を削り、同号イ(ウ)中「各局面（事案）」を「各事案」に改める。

第 23 条第 2 項中「区域」を「管内」に改める。

第 24 条中「地震、風水害等」を「非常災害」に改める。

第 26 条中「地震災害対策及び風水害対策については、当該所属に関する」を「非常災害の具体的な方策について」に、「提出する」を「行う」に改める。

第 27 条及び第 28 条の規定中「防ぎよ」を「防御」に改める。

第 29 条中「管轄区域内」を「当該管内」に改める。

第 30 条中「管轄区域内」を「当該管内」に改め、ただし書を削る。

第 32 条第 1 項及び第 2 項の規定中「消防局対策部」を「対策部」に改め、同条第 4 項第 2 号中「して応援を要請」を削り、同条第 5 号中「消防局対策部」を「対策部」に改める。

第 33 条中「大規模な地震災害発生時」を「非常災害」に改め、「地域防災計画震災対策編第 3 章第 4 節第 2 項に規定する 1 号障害に該当する状態となった場合、又は」を削り、同条第 1 号中「応援計画」を「受援計画」に改め、同条第 3 号中「消防局対策部」を「対策部」に改める。

第 34 条を次のように改める。

第 34 条 削除

第 35 条中「市長が」を「市町村長（以下「首長」という。）」に、「消防職員」を「職員」に改め、「消防団員」の次に「（以下「団員」という。）」を加え「市長の」を「首長の」に、「市長に」を「首長に」に改める。

第 36 条見出し中「消防団」を「熊本市消防団」に改め、同条中「消防団」を「熊本市消防団（以下「市消防団」という。）」に改め、同条第 1 号中「消防団」を「市消防団」に、「消防局対策部」を「対策部」に改め、「専用回線等を活用し」を削り、「蜜にし」を「蜜にとり」に、「防ぎよ」を「防御」に改め、同条第 2 号中「消防団本部」を「市消防団本部」に改め、同条第 3 号中「消防分団」を「熊本市消防分団」に、「管轄区域内」を「管内」に、「区域内」を「管内」に、「連携するなど」を「連携し」に、「を行わなければならない」を「にあたるものとする」に改める。

第 37 条中「消防団」を「市消防団」に改め、同条第 1 号中「又は小型」を「、小型」に、「するなど」を「し」に、「しななければならない」を「するものとする」に改め、同条第 2 号中「するほか」を「し」に改め、同条第 3 号ウ中「防ぎよ」を「防御」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

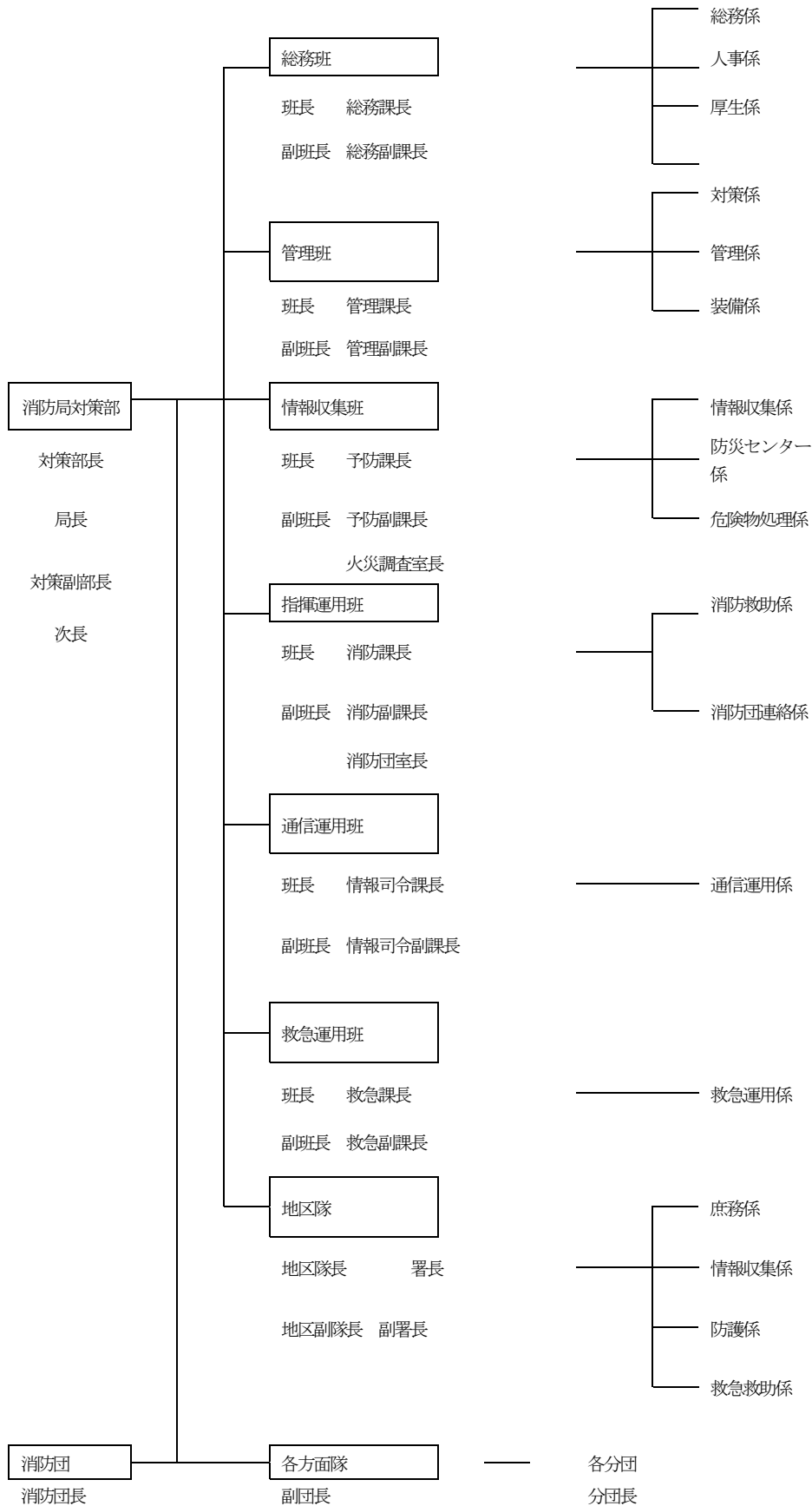
(益城町消防団及び西原村消防団との連携)

第 3 7 条の 2 益城町又は西原村においての非常災害時は、益城町消防団又は西原村消防団と、益城西原消防署地区隊は連携を密にとり、災害警戒、人命救助及び災害防御活動を行うものとする。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1 (第 3 条関係) (平 1 4 消訓令 2・全改、平 2 0 消訓令 6・平 2 4 消訓令 2・平 2 5 消訓令 一部改正)

【消 防 局 対 策 部 組 織 図】



※対策部各班の副班長については、副課長を配置していない班の場合は、課長代理、課長補佐又は主幹とする。

なお、課長代理、課長補佐又は主幹も配置されていない班は、主査 1 名をあらかじめ副班長に指定しておくものとする。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 3 条関係）（平 1 4 消訓令 2・一部改正、平 2 4 消訓令 2・繰上、平 2 5 消訓令・一部改正）

【消防局対策部事務分掌】

総務班 (総務課長) (総務副課長)	総務係 (総務主査)	対策部の総務に関すること。 部長の伝令に関すること。 災害対策会議全般の統合調整に関すること。
	人事係 (人事主査)	職員の参集受付に関すること。 職員の労務管理に関すること。 職員の配置及び派遣に関すること。
	厚生係 (給与厚生主査)	職員の非常食材、衣料等の確保配分に関すること。 職員の公務災害に関すること。 職員の衛生対策、り災職員及び家族等の被害調査並びに救護に関する こと。
管理班 (管理課長) (管理副課長)	対策係 (企画主査)	市災害本部及び関係機関との連絡調整に関すること。
	管理係 (財務主査)	車両資機材、燃料の調達配分及び寝具に関すること。
	装備係 (施設主査)	消防用機械器具資材の応急修理に関すること。 庁舎の保全及び庁舎関係被害の取りまとめに関すること。
情報収集班 (予防課長) (予防副課長) (火災調査室長)	情報収集係 (予防主査) (建築主査)	災害情報の収集に関すること。 災害状況の集計及び記録の作成に関すること。
	防災センター係 (防火啓発主査) (調査一・二主査)	防災用資機材の備蓄、保管及び貸出に関すること。 総務班等への資料提供に関すること。
	危険物処理係 (危険物保安主査)	危険物災害状況の把握及びその対策に関すること。 危険物施設等に対する応急処置及び指導に関すること。
指揮運用班 (消防課長) (消防副課長) (消防団室長)	消防救助係 (消防救助主査) (計画主査) (訓練研修主査)	消防職員の動員に関すること。 警防活動方策及び指導に関すること。 方面及び全市的大部隊運用に関すること。 延焼阻止線の検討に関すること。 災害状況図及び警防活動図の作成に関すること。 消防資機材の整備及び運用に関すること。 広域応援及び緊急消防援助隊に関すること。
	消防団連絡係 (管理主査) (訓練指導主査)	消防団員の動員に関すること。 消防団出場指令及び情報伝達に関すること。 消防団の公務災害に関すること。
通信運用班 (情報司令課長) (情報司令副課長)	通信運用係 (情報管理主査) (司令一・二主査)	消防隊の出場指令に関すること。 指揮命令の伝達に関すること。 通信の運用及び無線の統制に関すること。 通信施設の応急復旧に関すること。 気象警報等の受報、伝達に関すること。 災害情報の受報、伝達及び広報業務に関すること。
救急運用班 (救急課長)	救急運用係 (管理主査)	救急活動の方策に関すること。 救急資器材の整備及び運用に関すること。

(救急副課長)	(指導主査)	関係医療機関との連携に関する事。
地区隊 (署長) (副署長) (指導課長) (警防課長)	総務係 (総務主査)	地区隊の総務に関する事。 参集職員に関する事。 対策部への連絡に関する事。 庁舎の保守及び応急復旧に関する事。 通信施設の保守に関する事。
	情報収集係 (予防主査)	被害状況及びその他の情報収集報告に関する事。 対策部への伝令派遣に関する事。 現場広報に関する事。
	防護係 救急救助係 (警防課長代理) (警防主査) (警防救急主査) (計画管理主査)	招集の伝達に関する事。 警防活動方針に関する事。 警報の伝達に関する事。 火災防衛及び救急救助活動に関する事。 消防資機材の調達及び確保に関する事。 消防団の運用に関する事。 仮救護所の設置に関する事。 避難の勧告及び指示に関する事。 防災機関との連絡に関する事。 警防活動状況、被害状況及びその他の情報の収集に関する事。 管内の災害状況図及び警防活動図の作成に関する事。 医療機関との連絡に関する事。 破傷者の把握及び対策部への報告に関する事。
消防団各方面隊 (副団長)	消防分団 (分団長)	火災防衛及び人命救助に関する事。 警戒線の配備、飛火警戒等に関する事。 管内住民への情報伝達、避難の勧告に関する事。 地区隊への伝令派遣に関する事。

別表第 3 を次のように改める。

別表第 3 (第 1 2 条関係・第 1 4 条関係) (平 2 5 消訓令・一部改正)

非常招集に係る判断基準

判断基準 災害種別	指定招集に係る判断基準	自主参集に係る判断基準
地震	○熊本市災害警戒本部が設置され、1号配備態勢が発令されたとき ○益城町又は西原村において、災害対策本部が設置されたとき	熊本市、益城町又は西原村において、震度5弱以上
津波	熊本市災害警戒本部が設置され、1号配備態勢が発令されたとき	市沿岸海域で津波警報(大津波)が発表されたとき
台風 高潮 大雨 洪水 土砂災害	○熊本市水防本部が設置され、1号配備態勢が発令されたとき ○益城町又は西原村において、災害対策本部が設置されたとき	
大規模な火災	・多数の死傷者が発生したとき ・第3出場以上の消防隊出場が指令されたとき ・焼損面積が5 ha 以上の林野火災	
その他の災害	非常招集の必要があると認められるとき	

様式第1号を次のように改める。

様式第 1 号

非常招集発令・参集状況

所 属 【 () 課 ・ 署 】

非常招集発令時分 (:)

担当 (課・班・小队)	氏 名	本人安否 (確認・不明)	伝達時分	参集可否 (可・否)	参集地 (勤務地・直近)	参集手段	参集時間	特記事項
1			:				:	
2			:				:	
3			:				:	
4			:				:	
5			:				:	
6			:				:	
7			:				:	
8			:				:	
9			:				:	
10			:				:	
11			:				:	
12			:				:	
13			:				:	
14			:				:	
15			:				:	

(熊本市消防局開発行為事務処理要綱の一部改正)

第 17 条 熊本市消防局開発行為事務処理要綱(平成 19 年消防局訓令第 4 号)の一部を次のように改正する。

題名中「要綱」を「規程」に改める。

第 1 条中「要綱」を「規程」に改める。

第 2 条中「要綱」を「規程」に改め、同条第 1 号中「熊本市」の次に「、益城町及び西原村(以下「熊本市等」という。)」を「防火水槽」の次に「並びに、同法第 21 条第 1 項の規定により消防水利として指定され、かつ、消防庁告示第 7 号「消防水利の基準」第 2 条第 2 項各号に掲げるもののうち、熊本市等に存するもの」を加え、同条第 8 号中「1ヘクタール」を「10,000 平方メートル」に改め、同条の次に次の 2 号を加える。

(9) 公設消火栓 都道府県、市町村等の公営水道の上水道配水管(以下「配水管」という。)に取付けられている消火栓をいう。

(10) 私設消火栓 前号に掲げる消火栓以外のもの。

第 3 条第 1 号中「上水道配水管(以下「配水管」という。)」を「配水管」に改め、同条第 3 号及び第 4 号中「熊本市」を「熊本市等」に改める。

第 4 条中「当該消防水利から開発区域までが河川、がけ、軌道敷、建築物、片側 2 車線以上の道路等によって分断され、かつ、常時通行可能な道等(消防法第 27 条に規定する一般交通の用に供しない通路を含む。)がない部分は、当該消防水利の」を「次の各号に該当する場合は、当該」に改め、同条に次の 2 号を追加する。

(1) 消防水利から開発区域に至るまでの通路が、河川、がけ、軌道敷、建築物及び片側 2 車線以上の道路等によって分断され、かつ、常時通行可能な道(国や地方公共団体が指定・建設・管理する道路、建築基準法上の道路等で、幅員が 1.5m を超えるもの)がない場合。

(2) 消防水利から開発区域に至るまでの距離が、前号に規定する常時通行可能な道を通行し、200m を超える場合。

第 21 条中「要綱」を「規程」に改め、同条を第 22 条とする。

第 20 条中「要綱」を「規程」に改め、「消防課」の次に「及び益城西原消防署警防課」を加え、同条を第 21 条とする。

第 19 条中「大規模開発」を「熊本市における大規模開発」に改め、同条を第 20 条とする。

第 18 条中「開発行為」を「熊本市における開発行為」に、「第 5 条」を「第 6 条」に改め、同条を第 19 条とする。

第 17 条第 2 項中「防火水槽維持管理計画書」を「防火水槽維持管理誓約書(様式第 14 号)」に改め、同条を第 18 条とする。

第 16 条中「ついて」を「ついては」に、「ところ」を「様式」に改め、同条第 1 号中「第 11 号」を「第 12 号」に改め、第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、同条を第 18 条とする。

第 15 条中「防火水槽等」を「熊本市において、防火水槽等」に「都市建設局都市整備部」を「都市建設局」に「第 10 号」を「第 11 号」に改め、同条を第 16 条とする。

第 14 条第 1 項中「協議」を「、協議」に、「と同時」を「までに」に改め、同条を第 15 条とする。

第 13 条第 1 項中「同敷地」を「付帯設備」に、「について」を「については」に「規程」を「要綱」に改め、同条第 2 項を次のように改め、同項の次に次の 1 項を追加し、同条を第 14 条とする。

2 益城町及び西原村で新設する防火水槽について、施工過程に応じて実施する段階検査については、次の各号に掲げる者が行う。

(1) 中間検査(水槽設置時) 益城町又は西原村及び益城西原消防署警防課

(2) 漏水検査 益城西原消防署警防課

3 益城町及び西原村の開発行為に伴う防火水槽等の完成検査については、各町村の規定に基づき当該町村が行う。

第 12 条第 2 号中「内容の」を「内容に」に改め、同条に次の 1 項を追加し、同条を第 13 条とする。

2 益城町及び西原村において、前項に規定する内容の変更があった場合、変更内容について協議を行うものとする。

第 11 条第 1 号中「第 7 号 (以下「同意書」という。)」を「第 8 号」に改め、同条第 2 号中「第 8 号」を「第 9 号」に改め、同条第 2 項中「第 9 号」を「第 10 号」に改め、同条を第 12 条とする。

第 10 条中「第 5 条」を「第 6 条」とし、同条を第 11 条とする。

第 9 条を第 10 条とする。

第 8 条中「規程 (平成 19 年消防局訓令第 5 号)」を「要綱 (平成 24 年消防局長決裁)」に、「水利規程」を「水利要綱」に改め、同条を第 9 条とする。

第 7 条第 1 項中「第 5 条」を「第 6 条」に、「第 3 号」を「第 5 号」に改め、同条を第 8 条とする。

第 6 条見出しを「(同意の申請)」に改め、同条中「同意の申請 (以下「同意申請」という。)」を「申請者は、熊本市において開発行為を行うとき」に、「の提出をもって受理」を「を 2 部作成し、消防課へ提出するもの」に改め、同条にただし書を加え、同条を第 7 条とする。

ただし、益城町及び西原村における同意の申請については、当該町村の規定によるものとする。

第 5 条第 1 項中「足りる」を「同意することができる」に改め、同条を第 6 条とする。

第 4 条の次に次の 1 条を加える。

(消防水利の照会)

第 5 条 様式第 1 号により消防水利の有無について照会を受けた場合は、次の各号に掲げる区域に従って、当該各号に定める者が様式第 2 号により回答するものとする。

(1) 熊本市 消防課長

(2) 益城町及び西原村 益城西原消防署長
別表第 2 (第 6 条関係) 次のように改める。

別表第 2 (第 7 条関係)

1	同意申請書 (様式第 1 号)	
2	協議申請書 (様式第 2 号 消防水利の新設時に限る。)	
3	管理予定者との協議経過書 (様式第 3 号 消防水利の新設時に限る。)	
4	設計説明書 (様式第 4 号)	
5	位置図 (縮尺 10, 000 分の 1)	
6	区域図 (縮尺 2, 500 分の 1)	
7	法務局備え付けの地図 (又は字図)	
8	土地利用計画平面図 (又は造成計画平面図)	
9	求積図	
10	求積表	
11	その他審査に必要な書類	
12	前記以外で消防水利の新設に必要な書類	
	防火水槽の新設に伴うもの	消火栓の新設に伴うもの (配水管の新設を含む。)
(1)	給水施設計画平面図	(1) 消防水利計画平面図
(2)	土地利用計画図	
(3)	防火水槽配置詳細平面図	
(4)	防火水槽構造図 (付帯設備詳細図及び本体周辺の縦横断面図を含む。)	
(5)	二次製品防火水槽にあつては、型式番号がわかるもの (認定書等) の写し、現場打ち防火水槽にあつては防火水槽配筋図 (配筋量計算表及びを含む。)	
(6)	現場打ち防火水槽構造計算書	

備考 上記書類は、正副 2 部提出すること。

別表 3 (第 14 条関係) を次のように改める。

別表第 3 (第 15 条関係)

(1) 実印を押印した次の書類	
ア 所有権移転登記の承諾書	
イ 登記原因証明情報	
ウ 委任状	
(2) 全部事項証明書 (土地)	
(3) 印鑑証明書	
(4) 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書 (申請人が個人の場合は除く)	
(5) 地積測量図	
(6) 法務局備え付けの地図 (または字図)	
(7) 付近見取図 (縮尺 10,000 分の 1)	
(8) 位置図 (縮尺 2,500 分の 1)	
(9) 土地利用計画図	
(10) 防火水槽構造図 (付帯設備詳細図含む)	
(11) 現況写真	
(12) その他局長が必要と認める書類	

備考 上記書類は各 3 部とし、正本を 1 部、副本を 2 部とする。ただし、(12)については、1 部とする。

様式第 12 号を削り、様式第 11 号中「(第 16 条関係)」を「(第 17 条関係)」に改め、「上下水道局」を削り、同様式を様式第 12 号とする。

様式第 10 号中「(第 16 条関係)」を「(第 15 条関係)」に改め、「都市建設局」を削り、同様式を様式第 11 号とする。

様式第 9 号中「(第 11 条関係)」を「(第 12 条関係)」に改め、「上下水道局」を削り、同様式を様式第 10 号とする。

様式第 8 号中「(第 11 条関係)」を「(第 12 条関係)」に改め、同様式を様式第 9 号とする。

様式第 7 号中「(第 11 条関係)」を「(第 12 条関係)」に改め、同様式を様式第 8 号とする。

様式第 6 号中「(第 10 条関係)」を「(第 11 条関係)」に、

課長補佐	係 長	係 員	担 当

を

に改め、同様式を様式第 7 号とする。

様式第 5 号を削り、様式第 4 号を次のように改め、同様式を様式第 6 号とする。

様式第 6 号 (第 8 条関係)

設 計 説 明 書							
設 計 の 方 針							
工 区 計 画	工 区 の 名 称	工 区 面 積	着 手 予 定 年 月 日	完 了 予 定 年 月 日			
			年 月 日	年 月 日			
開 発 区 域 内 の 土 地 の 現 況	地 域 区 分	用 途 地 域		そ の 他 の 地 域 地 区			
	<input type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域 <input type="checkbox"/> 都市計画区域外						
	地 目 別 の 概 要	宅 地	農 地	山 林	公 共 施 設 用 地	そ の 他	計
	面積	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル
比率	パーセント	パーセント	パーセント	パーセント	パーセント	100	
土 地 利 用 計 画	宅 地 用 地	公 共 施 設 用 地	公 益 的 施 設 用 地	そ の 他 の 用 地	計		
	面積	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	
	比率	パーセント	パーセント	パーセント	パーセント	100	
備 計 画 の 概 要 的 整	道 路 用 地	公 園 用 地	排 水 施 設 用 地	そ の 他 の 用 地	計		
	面積	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	
	比率	パーセント	パーセント	パーセント	パーセント	100	
配 置 計 画 の 概 要 的 設	名 称	面 積		比 率			
		平方メートル		平方メートル			
	計	平方メートル		パーセント			
注 1 設計の方針の欄には、当該開発行為の目的、開発計画の設計に関して特に留意したことなどを記入してください。 2 工区が分かれている場合は、総括及び工区ごとに記入してください。 3 公益的施設の配置計画の概要の欄の名称は小学校、保育所、日用品の店舗等と記入するものとし、比率は当該公益的施設の面積の開発区域の面積に対する比率を記入してください。							

様式第 3 号中「(第 6 条関係)」を「(第 8 条関係)」に改め、同様式を様式第 5 号とする。

様式第 2 号を次のように改め、同様式を様式第 4 号とする。

様式第 4 号 (第 8 条関係)

協 議 申 請 書

年 月 日

熊本市長 様

許可申請者

住所 (所在地)

氏名 (名称及び代表者氏名)

印

連絡先

このたび、下記の開発行為の許可申請をするにあたり、都市計画法第 3 2 条第 2 項の規定に基づく協議を行いたく、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 関係する公共施設
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
- 3 開発行為の目的
- 4 開発区域の面積
- 5 協議の内容

様式第 1 号中「(第 7 条関係)」を「(第 6 条関係)」に改め、

「

※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

(注意) ※印の欄は、記入しないでください。

」

を削り、同様式を様式第 3 号とし、同様式の前に次の 2 様式を加える。

様式第 1 号 (第 5 条関係)

年 月 日

様

住 所

氏 名

連絡先

開発行為における消防水利について (照会)

都市計画法 3 2 条の同意申請をするにあたり、下記の開発区域における消防水利の現状及び警防上の支障について御教授ください。

記

開発区域に含まれる地域の名称	
開発行為の目的	
開発区域の面積	(公募) m^2 (実測) m^2
開発区域の用途地域	
予定建築物の高さ	
添付資料	区域図 (縮尺 2, 500 分の 1) 位置図 (縮尺 10, 000 分の 1)
その他	

様式第 2 号 (第 5 条関係)

発第 号

年 月 日

様

熊本市消防局

開発行為における消防水利について (回答)

年 月 日付けで照会のあったこのことについては、下記のとおりです。

記

開発区域に含まれる 地域の名称	
開発行為の目的	
開発区域の面積	(公募) m ² (実測) m ²
開発区域の用途地域	
回答	
行政指導	
その他	<p>1 同意申請時には、この写しを添付してください。ただし、この書面の有効期間は、発送日から 12ヶ月以内とします。</p> <p>2 開発行為の変更がありましたら、事前に申出をお願いします。</p> <p>3 この書面は、同意を決定付けるものではありません。</p>

(防火水槽本体及び防火水槽敷地の寄付採納事務取扱要綱の一部改正)

第 18 条 防火水槽本体及び防火水槽敷地の寄付採納事務取扱要綱（平成 22 年消防局訓令第 8 号）の一部を次のように改正する。

題名中「防火水槽本体及び防火水槽敷地」を「防火水槽等」に「要綱」を「規程」に改める。

第 1 条中「要綱」を「規程」に、「防火水槽等」を「熊本市の防火水槽等」に、「防火水槽本体及び防火水槽敷地」を「防火水槽躯体、付帯設備及び防火水槽敷地」に改める。

第 2 条第 1 号中「規程」を「要綱」に、「平成 19 年消防局訓令第 5 号」を「平成 24 年消防局長決裁」に改め、同条第 2 号中「要綱」を「規程」に、「平成 19 年消防局訓令第 4 号」を「平成 22 年消防局訓令第 7 号」に改め、同条第 3 号中「市道及び市道に準じた道路をいう。」を「及び市道」に改める。

第 4 条第 1 項中「消防課」を「消防課長」に改め、同条第 2 項に次の 1 号を加える。

(7) 防火水槽配置詳細平面図

第 5 条中「ための」を「に要する」に、「要綱第 14 条」を「規程第 15 条」に改める。

第 6 条中「前条に掲げる書類をもって第 2 条及び第 3 条の規定について審査し」を「審査を行い」に、「を決定し、結果を」を「について」に改める。

第 7 条中「登記は、消防課」を「所有権移転登記（以下「登記」という。）は、消防課長」に、「総務課」を「管理課長（以下「管理課長」という。）」に改め、同条第 2 項中「前項の登記手続は速やかに行い、完了次第」を「管理課長は、登記が完了次第、登記完了証及び全部事項証明書の写しを添付の上」に、「消防課」を「消防課長」に改め、同条第 3 項中「前項による」を「消防課長は、前項の」に改め、「、消防課は」を削り、「所有者に」を「所有者へ熊本市開発行為事務処理規程様式第 13 号により、」に、「添え」を「添付の上」に改める。

第 8 条及び第 9 条を削る。

第 10 条中「をした」を「申請がなされた」に改め、第 8 条とし、第 11 条を第 9 条とする。

(熊本市消防職員訓練研修規程の一部改正)

第 19 条 熊本市消防職員訓練研修規程（平成 20 年消防局訓令第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 3 項中「課長補佐及び課長代理」を「主幹級の職にある者」に改め、同条第 4 項中「係長」を「主査」に改める。

別表 1 訓練研修区分の部訓練の款消防活動上必要な訓練の項「係」を「班」に改める。

様式第 1 号中

「

対象者（係、小隊）	を	対象者（班、小隊）
-----------	---	-----------

」

に改める。

(熊本市消防局救急業務規程の一部改正)

第 20 条 熊本市消防局救急業務規程（昭和 40 年消防局訓令第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 3 号中「しゅう恥心又は」を削る。

第 21 条見出しを「（特異救急事故）」に改め、同条第 1 項中「もの」を「事案」に、「即報」を「通報」に、「所轄署長に命じて」を「臨時の」に改め、同条第 2 項を削る。

第 26 条中の「次の各号」を「別表第 1」に改め、同条第 1 号から第 3 号を削る。

第 7 章の次に次の 1 章を加える。

第 8 章 雑 則

(民間による患者等搬送事業)

第 3 4 条 局長は、患者等搬送事業者の認定を行うものとする。

(救急搬送証明)

第 3 5 条 局長は、救急隊が搬送した傷病者又はその関係者から救急搬送の事実の証明を求められ、その内容に相違がない場合は、搬送の事実に基づき、救急搬送証明書を発行するものとする。

(その他)

第 3 6 条 この規定に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1 (第 26 条関係)

分 類	品 名
観察用資器材	血圧計 血中酸素飽和度測定器 検眼ライト 心電計 体温計 聴診器 血糖値測定器
呼吸・循環管理用資器材	気道確保用資器材 吸引器一式 喉頭鏡 酸素吸入器一式 自動式人工呼吸器一式 半自動体外式除細動器 手動式人工呼吸器一式 マギール鉗子 呼気二酸化炭素測定器具 ショックパンツ 心肺蘇生用背板 特定行為用資器材
創傷等保護用資器材	固定用資器材 創傷保護用資器材
保温・搬送用資器材	雨おおい スクープストレッチャー 担架 バックボード 保温用毛布 まくら
感染防止・消毒用資器材	感染防止用資器材 消毒用資器材
通信用資器材	無線装置 携帯電話
救出用資器材	万能斧

その他の資器材	懐中電灯 救急バック トリアージタグ 膿盆 はさみ ピンセット 分娩用資器材 冷却用資器材 汚物入れ リングカッター
その他必要と認められる資器材	

備考

- 1 気道確保用資器材は経鼻エアウェイを含む気道確保に必要な資器材をいう。
- 2 吸引器一式は、吸引用カテーテルを含む口腔内等に必要な資器材をいう。
- 3 酸素吸引器一式は、酸素ポンプ、酸素吸入用鼻カニューレ及び酸素吸入用マスクを含む酸素吸入に必要な資器材をいう。
- 4 自動式人工呼吸器一式は、換気回数及び換気量が設定できるものとし、手動式人工呼吸器及び酸素吸入器に含まれる資器材と重複するものは共有できるものとする。
- 5 手動式人工呼吸器一式は、人工呼吸用のフェイスマスクを含む手動による人工呼吸に必要な資器材をいう。
- 6 特定行為用資器材は、救急救命士法施行規則（平成 3 年 8 月 1 4 日厚生省令第 4 4 号）第 2 1 条に定める救急救命処置に必要な資器材とする。
- 7 固定用資器材は、副子及び頸椎固定補助器具を含む全身又は負傷部位の固定に必要な資器材をいう。
- 8 創傷保護用資器材は、三角巾、包帯及びガーゼを含む創傷被覆に必要な資器材をいう。
- 9 感染防止資器材は、ディスポーザブル手袋、ディスポーザブルマスク、ゴーグル、感染防止衣を含む感染防止に必要な資器材をいう。
- 10 消毒用資器材は、各種消毒薬及び各種消毒器を含む消毒に必要な資器材をいう。
- 11 分娩用資器材は、臍帯クリップを含む分娩に必要な資器材をいう。
- 12 冷却用資器材は、ディスポーザブル瞬間冷却材等とする。

別表第 2 及び別表第 3 を削る。

(訓令の廃止)

第 2 1 条 次に掲げる訓令は、廃止する。

- 1 熊本市消防局訓練指導基準要綱（昭和 4 9 年消防局訓令第 8 7 号）
- 2 民間による患者等搬送事業に対する指導及び認定に関する要綱（平成 2 年消防局訓令第 5 号）

附 則

- 1 この訓令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 5 条の訓令の施行の際、旧高遊原南消防組合の消防吏員の被服類の貸与に関する規程（平成 7 年訓令第 2 号）の規定により現に貸与を受けている服制の着用については、熊本市消防職員被服着用規程の規定にかかわらず、消防局長が別に指定する日までの間、着用することができる。

消防局訓令第 10 号

平成 26 年 3 月 31 日

熊本市消防署の組織に関する規程の一部を次のように改正する。

熊本市消防局長 大塚和規

熊本市消防署の組織に関する規程の一部を改正する訓令

熊本市消防署の組織に関する規程（昭和 54 年 7 月 3 日消防局訓令 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「熊本市」の次に「、上益城郡益城町及び阿蘇郡西原村」を加え、同条中、「その他」を削る。

第 2 条見出し中「、係」を削り、同条中「、係」を削り、

「 指導課

総務係

指導係

予防係

警防課

計画管理係

警防一係

警防救急一係

警防二係

警防救急二係」

を

「 指導課

警防課」

に改める。

第 4 条指導課の項中「指導課」を「指導課（第 11 号から第 14 号までについては益城西原消防署に限る。）」に改め、同項第 1 号中「署員」を「職員（消防署に勤務する消防職員をいう。以下同じ。）」に改め、同項第 2 号中「署員」を「職員」に改め、同項第 3 号中「出張所」の次に「、庁舎」を加え、同項第 9 号中「警防課の所管に属しない」を「消防用設備等の設置指導に関する」に改め、同項第 8 号を削り、同項第 7 号を第 8 号とし、第 6 号を第 7 号とし、第 5 号中「予防査察」を「立入検査」に改め、「及び災害の統計」を削り、同号を同項第 6 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

(5) 署員の人事関係証明に関すること。

第 4 条指導課の項に次の 5 号を加える。

- (10) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号）の規定による液化石油ガス設備工事の届出の受理に関すること。
- (11) 建築物の許可、認可又は確認の同意に関すること。
- (12) 危険物等の規制に関すること。
- (13) 火薬類の規制に関すること。（煙火の消費に限る。）
- (14) 上益城郡益城町、阿蘇郡西原村との連絡調整に関すること。（消防局管理課の所管に属しないこと。）

第 4 条警防課の項中「第 10 号」を「第 10 号については益城西原消防署、第 11 号」に、「西消防署」を「南消防署」に改め、同項第 2 号中「及び活動並びに」を「、活動及び」に改め、同項第 5 号中、「消防課」の次に「の所管」を加え、同項第 7 号中「クラブ」の次に「等」を加え、同項第 8 号中、「消防署」を「署」に、「予防査察」を「立入検査、違反処理」に改め、同項第 9 号中「、訓練」を「及び訓練」に改め、同項第 12 号を削り、同項第 11 号中「受持区域内」を「熊本市沿岸」に改め、同号を第 12 号とし、同項第 10 号を第 11 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

(10) 開発行為に係る消防上の指導に関すること。

第 4 条第 2 項を削る。

第 5 条を次のように改める。

(事務分掌の調整)

第 5 条 前条の規定によらず、指導課及び警防課の事務分掌について調整が必要な場合は、消防署長(以下「署長」という。)の承認を得て、副署長が定めるものとする。

第 6 条見出しを「(職名)」に改め、同条第 1 項中「課長」の次に「及び主査」を加え、「係に係長並びに」を削り、「出張所長」を「所長」に改め、同条第 2 項、「及び」を「に主幹、」に改め、同条第 3 項中「署」を「課」に改め、同条第 4 項中、「係及び出張所に所要の消防職員(以下「職員」という。)」を「課に必要な職員」に改める。

第 7 条の見出しを「(階級)」に改め、同条中「署長は、」の次に「消防正監又は」を、「消防監の」の次に「、副署長は消防司令長の、課長は消防司令長又は消防司令の、主査及び出張所長は消防司令又は消防司令補」を加え、「充てる」を「任命する」に改め、同条中第 2 項、第 3 項及び第 4 項を削る。

第 8 条第 1 項中「上司」を「消防局長」に改め、第 2 項を削り、同条第 3 項中「課長」を「副署長、課長」に、「係長」を「主査」に改め、「それぞれ」を削り、同項を同条第 2 項とし、同条第 4 項中「課長代理は、」の次に「課長の不在時において緊急に行う必要がある所属職員の指揮監督その他の」を加え、同項を同条第 3 項とし、同条第 5 項中「主任」を「主幹、主任及び消防主任」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 6 項を第 5 項とする。

第 9 条見出しを、「(小隊)」に改め、同条第 1 項を次のように改める。

警防課に小隊を配置し、小隊に小隊長、副小隊長、機関員、副機関員その他必要な隊員を置く。

第 9 条に次の 4 項を加える。

- 2 小隊長及び副小隊長は、消防司令補又は消防士長の階級にある者のうちから充てる。
- 3 副小隊長は、小隊長を補佐し、小隊長に事故があるとき、又は小隊長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 署長は、小隊に第 2 副機関員を置くことができる。
- 5 機関員、副機関員及び第 2 副機関員は、局長が定める基準を満たす者のうちから署長が任命する。

別表第 1 中

熊本市中央消防署北部出張所	熊本市北区下硯川町 468 番地 1	川上小学校区、西里小学校区、北部東小学校区
熊本市西消防署田崎出張所	熊本市西区田崎 2 丁目 2 番 36 号	池上小学校区、春日小学校区、白坪小学校区、古町小学校区

を

熊本市中央消防署北部出張所	熊本市北区下硯川町 4 6 8 番地 1	川上小学校区、西里小学校区、北部東小学校区
熊本市東消防署託麻出張所	熊本市東区下南部 1 丁目 3 番 1 3 7 号	帯山西小学校区（保田窪 2 丁目 2 番に限る。）、託麻西小学校区、月出小学校区、西原小学校区、山ノ内小学校区
熊本市東消防署小山出張所	熊本市東区小山 4 丁目 4 番 2 2 号	託麻北小学校区、託麻東小学校区、託麻南小学校区、長嶺小学校区
熊本市西消防署田崎出張所	熊本市西区田崎 2 丁目 2 番 3 6 号	池上小学校区、春日小学校区、白坪小学校区、古町小学校区

に、「熊本市西消防署川尻出張所」を「熊本市南消防署川尻出張所」に、「熊本市西消防署飽田天明出張所」を「熊本市南消防署飽田天明出張所」に改める。

同表に次のように加える。

熊本市南消防署富合出張所	熊本市南区富合町田尻 4 4 5 番地 5	富合小学校区
熊本市南消防署城南出張所	熊本市南区城南町塚原 1 7 2 7 番地 7	隈庄小学校区、杉上小学校区、豊田小学校区
熊本市益城西原消防署西原出張所	阿蘇郡西原村大字小森 5 8 3 番地 1	西原村立山西小学校区、西原村立河原小学校区

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

上 下 水 道 局

上下水道局告示第 33 号

平成 26 年 4 月 17 日

熊本市排水設備指定工事店から熊本市下水道条例施行規程（平成 21 年上下水道局規程第 36 号）第 1 3 条第 2 項第 4 号の規定による届出があったので、同規程第 2 2 条第 4 号の規定により次のとおり告示する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

指定番号	所在地・商号・代表者名	異動年月日
		異動事由
第 4 3 4 号	上益城郡益城町広崎 8 5 3 番地 5 有限会社新成工業 取締役 前田 多智子	平成 26 年 4 月 14 日
		営業所の移転

教 育 委 員 会

教 委 告 示 第 5 号

平 成 2 6 年 4 月 2 5 日

熊本市教育委員会会議を次のとおり開催する。

熊本市教育委員会委員長 崎 元 達 郎

- 1 日時
平成 26 年 4 月 30 日 (水) 午後 2 時から
- 2 場所
マスマチュアル生命ビル 7 階 会議室
- 3 議事
熊本市教科用図書選定委員会委員および研究員の委嘱・任命について
- 4 協議
 - (1) 熊本市立幼稚園基本計画 (素案) について
 - (2) 平成 26 年度事務事業点検評価の実施方法について
- 5 報告
 - (1) 平成 26 年第 1 回定例市議会報告について
 - (2) 平成 27 年度教員採用選考試験について
 - (3) 「平成 25 年度学校非公式サイトパトロール事業」結果報告について
 - (4) 特別支援学校高等部基本設計について
 - (5) 少人数指導モデル校における研究推進について
 - (6) 教職員の負担軽減に関するアンケートの結果について
 - (7) 平成 25 年度熊本市学校給食共同調理場民間委託業務評価委員会報告書について
 - (8) 「平成 26 年度熊本市中学生による子ども議会」の開催について
 - (9) 広報広聴関係について

監 査 事 務 局

監 委 公 告 第 7 号

平 成 2 6 年 4 月 2 1 日

平成 26 年 3 月 6 日に受理した熊本市長に対する措置請求 (請求人 尾池由紀) について、地方自治法第 242 条第 4 項の規定に基づき、その監査結果を次のとおり公表する。

熊本市監査委員 竹 原 孝 昭
熊本市監査委員 石 原 純 生
熊本市監査委員 坂 本 邦 彦

第 1 請求の受理

本件監査請求は、所要の法定要件を具備しているものと認め、平成 26 年 3 月 6 日にこれを受
理した。

第 2 監査の実施

1 監査委員について

監査執行の途上において、監査委員のうち、平塚孝一は平成 26 年 3 月 31 日付けで退任し、
後任として翌 4 月 1 日付けで石原純生が就任して本件監査を執行した。

また、監査委員のうち、田尻清輝は、自己若しくは父母・祖父母・配偶者・子・孫若しくは兄
弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接利害関係のある
事件に当たると認め、地方自治法第 199 条の 2 の規定により本件監査結果の判断に当たり除斥

した。

2 請求の趣旨

措置請求書に記載されている事項及び陳述の内容から、請求の趣旨を次のように解した。

平成 2 5 年度熊本市公共施設等樹木害虫駆除業務委託（以下「本件業務委託」という。）は指名競争入札を経て請負契約が締結されたが、本件業務委託の入札は参加業者 4 9 社による談合によって行われたものである。熊本市長は入札参加業者の談合に対する監督責任を怠っているので、熊本市長に対し、今後行われる本件業務委託と同様の委託に対し、同様の談合が行われないように十分監督を行い、適正に公金が支出されるよう請求する。

3 監査対象事項

措置請求書に記載されている事項及び事実を証する書面並びに請求人の陳述内容から、本件監査の対象事項を次のとおりとした。

- (1) 本件業務委託について
- (2) 談合について

4 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対し、地方自治法第 2 4 2 条第 6 項の規定に基づき、平成 2 6 年 3 月 1 3 日に証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

その際、新たに関係資料の提出があった。

5 監査の方法等

(1) 関係職員の事情聴取

地方自治法第 2 4 2 条第 7 項の規定に基づき、平成 2 6 年 3 月 2 0 日に下記の職員から事情聴取した。

緑保全課長、教育政策課課長補佐、その他職員

なお、平成 2 6 年 4 月 1 日付けの組織改編により緑保全課は環境共生課と名称変更した。

(2) 関係書類の精査等

監査の対象とした事項について、関係書類を精査し、関係法令等を参照した。

第 3 監査の結果

1 主文

本件監査請求については棄却する。

2 事実関係

請求人から提出された証拠及び関係職員の事情聴取等から、次のとおりの事実が認められた。

(1) 本件業務委託について

ア 業務の目的及び概要等

(ア) 業務の目的

本件業務の目的は、害虫の発生による児童、生徒及び保護者等への被害を防止するために、迅速に農薬散布を行い、害虫を駆除するものである。

(イ) 業務の概要

本件業務は、害虫の発生に伴い学校からの依頼に基づき、緑保全課（現 環境共生課）が受託業者に指示を出し、受託業者が当該学校の担当者と現地打ち合わせ及び対象樹木の選定を行ったうえで、受託業者が農薬の散布を行い害虫の駆除を実施するものである。

(ウ) 業務の必要性

学校等の施設に害虫が発生すると、害虫によってはチャドクガ、イラガ等の児童及び生徒等への被害が深刻になるものがあり、樹木の剪定又は害虫の捕殺等の物理的な除去による駆除が困難な場合に、必要となるものである。

イ 入札、契約及び支出の状況

(ア) 単価契約及び指名競争入札の考えと方法

本件業務委託は単価契約により契約締結している。

本件業務については、害虫の発生時期及び状況が現場で異なり、農薬の散布量もおのずと違うことから、その現場の害虫の状況に対応した散布をすることになる。よって、事前に散布する量を把握できないため、学校現場と業者の打ち合わせの上、害虫が発生している樹木を確認し農薬を散布するという事で、「1リットル当たりの単価契約」としているものである。

また、単価契約の相手方となる業者については、年度ごとに契約検査総室においていくつかの業者が指名され、害虫発生と同時に早期に対応する必要があるため、区ごとに緑保全課（現 環境共生課）で指名競争入札が実施され、委託業者が選定されているものである。

(4) 契約手続き及び支出の状況

本件業務委託の契約手続きは、毎年度4月上旬に中央・東・西・南・北の5区に分けて1リットル当たりの単価契約の入札を行い、区ごとに契約を締結するものである。

支出については、業務実施確認後、受託業者からの請求書及び報告書に基づき支払いがなされている。

(5) 業務完了の確認状況

実施報告書については、駆除場所、駆除月日、駆除日の天候、使用農薬及びその濃度、使用散布量、さらに樹木害虫駆除の内訳として樹木名、規格、本数及び害虫名の記載があり、駆除業者の現場責任者と確認した学校職員の氏名記載と押印がなされていた。

また、施設ごとの作業日報については、作業概要として、施設名、作業の実施日、施設との打合せ、作業人員、作業時間等が、また、近隣住民への対応等として、実施日、周知件数、周知方法、苦情の有無等の状況が記載され、駆除業者名と現場責任者氏名の記載と押印がなされていた。

ウ 業務の実施状況等

(7) 害虫駆除業務における農薬の散布の流れ

緑保全課（現 環境共生課）に本件業務の実施状況を確認したところ、害虫駆除の業務を実施する流れは 次のとおりであった。

- ① 校現場での害虫による被害発生
- ② 校長から緑保全課（現 環境共生課）への文書による依頼
- ③ 保全課（現 環境共生課）から業務委託を受けた駆除業者へのFAXによる指示
- ④ 者が学校現場と打ち合わせをし、散布場所、樹木、日時の確認
- ⑤ 除前日までに近隣への告知ビラの配布、告知板の設置
- ⑥ 害虫駆除実施
- ⑦ 学校担当者の現場確認
- ⑧ 確認書に学校担当者が押印し、業者へ提出
- ⑨ 業者が毎月の作業報告書を緑保全課（現 環境共生課）へ提出
- ⑩ 緑保全課（現 環境共生課）で学校からの依頼内容との確認
- ⑪ 中間報告、業務完了の報告に基づく提出書類の審査、作業報告書内容との照合、支払い実施基本的には、万が一にも子どもが農薬を浴びることのないよう、最大限配慮し早朝等の人通りが少ない時間帯に散布がなされているところであるが、周りに住宅が密集して早朝又は夕方等の散布が困難であるため、散布が夜間にならざるを得なかった施設もあったところである。

(8) 学校の樹木等の管理について

教育政策課に学校の樹木等の管理について調査したところ、次のとおり確認した。各学校では、害虫の早期発見に努め、害虫により被害を受けた部分があれば、樹木の剪定や害虫の捕殺等を行い、できるだけ農薬を使用しない駆除に努めているものであるが、①被害を受けた樹木の剪定や捕殺等では、対応が困難であり児童及び生徒に被害が及ぶ危険性が

あると判断される場合、②実際に児童及び生徒への被害が発生し、健康への影響が懸念される場合においては、害虫を農薬散布にて駆除することの実施決定が行われている。

また、小学校及び中学校では、毎年、春や秋に運動会を実施しており、この時期が害虫の発生時期と重なることから、捕殺等により駆除できなかった害虫が拡散することにより、児童、生徒及び保護者等の観覧者に被害が及ぶと判断された場合は、やむを得ず農薬による駆除を行っている。

関係部署から徴した資料によれば、平成 24 年度においては、多く害虫が発生する時期である 5 月には 65 箇所にて 96,400 リットル、9 月には 29 箇所にて 36,800 リットルが散布されている。また、平成 25 年度においては、5 月に 41 箇所にて 68,600 リットル、9 月に 41 箇所にて 52,600 リットルが散布されている。農薬の使用量と使用箇所数を年度別で見ると、平成 24 年度は 144 箇所にて 200,450 リットルが、平成 25 年度は 140 箇所にて 202,100 リットルであった。箇所数が減少しているにもかかわらず使用量が増加しているが、同一箇所にて年 2 回散布される場合又は散布区域等が異なるので、箇所数と散布量の増減をもって、農薬の過剰散布と言うことはできない。

学校職員と受託業者は、農薬の散布前に散布樹木の選定及び散布時間等を打ち合わせ、決定しており、学校職員はそのことに対する業務完了の確認を行っている。学校職員は、散布量を計算及び決定することはできないことから、散布が適正な量であるかどうかの確認はされていなかったが、散布量については、散布業務の後、受託業者からの報告書によって緑保全課（現 環境共生課）が確認をしている。

なお、農薬の散布は、学校が害虫の発生を確認した以後行うものであり、害虫がいない場合において毎年時期を決めて定期的に散布するといったものではなかった。

エ 国からの通知に関する対応等

(ア) 国からの通知

請求人から提出された新たな関係資料に、次の国からの通知があったため、それに対する対応等について調査した。

平成 25 年 4 月 26 日付け 25 消安第 175 号・環水大土発第 130426 号で「住宅地等における農薬使用について」が各都道府県知事宛に通知されており、熊本県を通じて、平成 25 年度の中途において、緑保全課（現 環境共生課）及び教育政策課もその通知を了知している状態にあった。その後、平成 25 年 7 月 9 日付けで各学校（園長）あてに通知された「住宅地等における農薬の使用について（通知）」・「平成 25 年度熊本県農薬危害防止運動の実施について（通知）」で学校現場には周知がなされ、その後も環境省からの指導を受けて、平成 25 年 10 月に「学校並びに幼稚園における農薬の使用について」で、農薬を使用しない病害虫の駆除に努め、やむを得ず農薬を使用する場合は、周辺区域への飛散防止や土、日曜日の早朝に散布する等の配慮に努めるよう、各学校長及び各幼稚園長あてに依頼がなされていた。

(イ) 通知等の遵守状況並びに改善及び改善予定の事項

「住宅地等における農薬使用について」は、国の通知において遵守事項が具体的に記載されており、それに基づいた業務の実施が求められているところである。

当該通知の中で、夜間散布については明記されていないものの、散布の時間帯に最大限配慮するものと記載されており、その通知の Q&A で、夜間散布については一般的なものではなくやむを得ない場合に限られることが記載されたこともあり、平成 26 年度の害虫駆除業務委託特記仕様書においては、夜間散布に関する事項が記載されることとなり、国の通知等に合わせた対応がなされていることが確認できた。

当該通知にもあるように、本市においても安易に農薬に頼らない樹木管理手法が検討され、そちらに重点を置くことに移行しつつあり、平成 25 年度には毒性が少ない農薬への変更等の改善がなされ、また、平成 26 年度には受託業者及び学校の関係職員等に対する

害虫駆除等の研修の実施についても検討されているところである。

(2) 談合について

請求人は、請求書の中で当該業務委託の入札について、平成 25 年度に落札した業者の落札価格及び当該業者の平成 24 年度における応札価格等を示し、業者の応札価格及び落札価格等について前年度の落札価格に比して当該年度の各区の落札価格は不自然に近似している等の理由により談合を主張し、事実証明書として、文書等開示請求で入手した公共施設等樹木害虫駆除業務委託（中央・東・西・南・北の 5 区分）の平成 24 年度及び平成 25 年度の入札状況調査、並びに本件業務委託の平成 25 年度の支出命令書を提出している。

しかし、提出された請求書及び証拠書類、さらに、緑保全課（現 環境共生課）から徴した平成 20 年度から平成 25 年度までの公共施設等害虫駆除委託の入札の状況における落札価格の推移を見てみると、2 つの区の平成 24 年度の落札額 39 円が平成 25 年度には 53 円及び 55 円と 10 円以上上昇していることは確認できたが、入札において予定価格内で落札されたものであることから、単に 10 円以上上昇したことをもって、談合の事実があったと推認することはできない。

また、平成 22 年度及び平成 24 年度の入札においては、第 1 回入札では予定価格に達しなかったため不調に終わり、第 2 回目の入札が行われていることから、談合の事実があったと推認することはできない。

また、請求人の主張に対し、関係職員の事情聴取において、緑保全課（現 環境共生課）及び教育政策課の職員に、本件業務委託の入札における談合の情報を入手したことがあるかどうか聴取したところ、いずれも談合の情報を得たことがないとの回答だった。また、教育政策課においては、各学校からも談合情報に関する報告はないとのことであった。

なお、監査委員から緑保全課（現 環境共生課）へ入札参加業者 49 社に対して談合の事実確認をするよう依頼をしたところ全業者から回答があり、平成 26 年 3 月 31 日付けで緑保全課（現 環境共生課）から調査結果の提出がなされ、その回答結果は次のとおりであった。

<質問 1> 貴社は上記件名の入札において、複数の業者で入札価格を調整するなど競争制限的な合意形成（談合）に加わりましたか

【回答】 「はい」…0 社、「いいえ」…49 社

<質問 2> 貴社は上記件名の入札において、入札価格を調整するなど競争制限的な合意形成（談合）が行われていたことを見聞きしたことがありますか。

【回答】 「はい」…0 社、「いいえ」…49 社

<質問 3> 今後、同様の業務委託に関する入札において、入札価格を調整するなど競争制限的な合意形成（談合）が行われると考えますか。

【回答】 「はい」…0 社、「いいえ」…48 社、「わからない」…1 社

この結果からは、当該業務委託の入札において、談合が行われたと推認できるものはなかった。

3 判断

以上のような状況から、請求人が請求書で付記したように、実際の農薬散布において適正な量が散布されているかをチェックする仕組みが不足しているという主張について、全く否定することはできないものであった。特に、夜間散布においては、近隣の住民からすれば、学校職員が立ち会わないということから不安が生じるのも致し方ないところである。

しかしながら、夜間以外の農薬散布時は、学校職員が立会い、農薬を散布する樹木の指示を行っていること、また緑保全課（現 環境共生課）に対して後日業者から報告書の提出があり、写真等で確認を行っていることから、監督が全くなされていないわけではない。

また、害虫の駆除及び農薬の散布方法については、まだ改善の余地はあると思われるものの、散布自体が、害虫による被害発生により学校や PTA からの要請に基づくものであること、事前の樹木剪定や害虫の捕殺等による駆除は物理的に困難な場合もあることを考慮すると、農薬散布

による駆除業務は、やむを得ない必要な業務ではあることが認められた。

独占禁止法が禁止する「不当な取引制限」に該当するというためには、事業者間の競争制限的な合意形成を立証する必要があるが、本件業務委託における入札や契約については、事実関係で述べたとおり、契約検査総室での業者指名、緑保全課（現 環境共生課）での入札及び区ごとの契約が適正に行われ、さらに契約に基づいた支出がなされている。

談合については、前述したとおり、請求人が主張する入札及び落札価格の平成 25 年度の状況及び最近の価格の推移からは、談合と認めるだけの事実は推認できなかった。

また、本件業務委託の関係課及び学校現場に談合の情報について確認したところ、談合情報は全くないとの回答であった。さらに、協力依頼として本件業務委託の入札参加業者 49 社に対して行った緑保全課の調査結果、また今回の監査における担当部署への聞き取り結果においても、事実関係で述べたとおり、談合の事実は推認できなかった。

このように、談合と認めることができないことからすれば、市長が入札参加業者の談合に対する監督責任を怠っているとは言えず、請求人が主張するような、支出に関しての具体的損害を認めることができなかった。

以上のことから、本件請求における請求人の主張については理由が認められないため、主文のとおりとする。

4 附記

今回の監査請求は、談合に関する監督責任という請求趣旨のほか、農薬等による児童及び生徒等への健康被害を懸念する市民の思いから提出されたものと推認される。市長及び関係各課にあっては、市民からの懸念を払拭するように、国の通知等に基づいた業務の執行を徹底されるよう望むものである。

人事委員会事務局

人委規則第 14 号

平成 26 年 4 月 17 日

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市人事委員会委員長 森 山 義 文

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（平成 6 年人委規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 議会事務局の項中「課長」を「課長 副課長」に改め、同表会計総室の項中「首席総務審議員」を「首席審議員」に改め、同表市長事務部の項中「局長 室長 課長 次長」を「局長」に、「危機管理監」を「危機管理監 次長 室長」に、「首席審議員 審議員」を「首席審議員 課長 副課長」に、「副所長」を「副所長 政策審議員 審議員 工事検査審議員」に、「及び係長」を「主幹及び主査」に、「人事課の課長補佐、主幹」を「人事課の主幹」に、「課長補佐、主査」を「課長補佐、主査 資産マネジメント推進室の室長」に、「総務課法制室の室長、主査及び主任主事」を「法制課の主査、主任主事及び主事」に、「課長補佐、主幹、主査、参事及び主任主事」を「主査、参事及び主事」に改め、同表教育委員会事務局の項中「首席教育審議員 課長」を「首席審議員 課長 副課長」に、「参事並びに人事、服務若しくは給与の企画に関する事務又は職員団体に関する事務を行う主事」を「参事並びに人事、服務若しくは給与の企画に関する事務又は職員団体に関する事務を行う主任主事及び主事」に、「人事係長、給与係長」を「主査」に、「指導主事」を「指導主事、主任主事」に改め、同表選挙管理委員会事務局の項中「事務局長」を「事務局長 首席審議員」に改め、同表農業委員会事務局の項中「事務局長 首席農地審議員」を「事務局長」に改め、同表人事委員会事務局の項中「事務局長」を「事務局長 首席審議員」に改め、同表備考を削る。

別表第 2 中

「

東京事務所	所長 首席総務審議員 副所長
子ども発達支援センター	所長 保健福祉審議員

」

を

「

東京事務所	所長 首席審議員 副所長
子ども発達支援センター	所長 審議員

」

に、

「

こころの健康センター	所長 保健福祉審議員
保健所	所長 首席衛生審議員 課長

」

を

「

こころの健康センター	所長
保健所	所長 首席審議員 課長

」

に、

「

食肉衛生検査所	所長 衛生審議員
子ども総合相談室	室長

」

を

「

食肉衛生検査所	所長
---------	----

」

に、

「

児童相談所	所長 保健福祉審議員
-------	------------

」

を

「

子ども・若者総合相談センター	所長
児童相談所	所長 副所長

」

に、

「

動植物園	園長 副園長 観光審議員
------	--------------

」

を

「

動植物園	園長 副園長 審議員
熊本城調査研究センター	副所長

」

に、

「

熊本駅周辺整備事務所	所長 首席都市審議員 副所長
------------	----------------

」

を

「

熊本駅周辺整備事務所	所長 副所長
------------	--------

」

に、

「

鉄道高架関連整備室	室長
区役所（各税務課を含む。）	区長 次長 課長 首席審議員 審議員

」

を

「

区役所（各税務課を含む。）	区長 次長 課長 首席審議員
---------------	----------------

」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の管理職員等の範囲を定める規則の規定は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

人 委 規 則 第 1 5 号

平成 26 年 4 月 17 日

熊本市人事委員会委員長及び事務局長等の専決等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市人事委員会委員長 森 山 義 文

熊本市人事委員会委員長及び事務局長等の専決等に関する規則の一部を改正する規則

熊本市人事委員会委員長及び事務局長等の専決等に関する規則（平成 22 年人委規則第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「決定」を「支給」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の熊本市人事委員会委員長及び事務局長

等の専決等に関する規則の規定は、平成26年4月1日から適用する。